

平成16年第6回本巢市議会定例会議事日程（第3号）

平成16年12月10日（金曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（48名）

1番	安藤重夫	2番	翠幸雄
3番	安藤次郎	5番	国井博
6番	道下和茂	7番	吉田建夫
8番	日浦興和	9番	浅野英彦
10番	杉山一郎	11番	長谷川勝彦
12番	中村重光	13番	藤沢敏夫
14番	村瀬明義	15番	高木俊一
16番	若原敏郎	17番	瀬川治男
18番	堀守	19番	吉村優
20番	宮脇孝男	21番	小澤菊治郎
22番	川口金二郎	23番	後藤寿太郎
24番	小川幸雄	25番	園部隆雄
26番	山田澄男	27番	上谷政明
28番	大熊和久子	29番	竹中光夫
30番	大西徳三郎	31番	戸部弘
32番	林和治	33番	春日井万里
34番	宮川久夫	35番	高橋秀和
36番	高橋一	37番	出村宏行
38番	高橋義和	39番	高田弥
40番	遠山利美	41番	杉山潔
44番	稲葉信春	45番	瀬古孝雄
46番	鷓飼静雄	47番	川村高司
48番	三島智恵子	49番	白井茂臣
50番	中野治郎	51番	白木健

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市 長	内 藤 正 行	助 役	高 木 巧
収 入 役	守 屋 太 郎	教 育 長	高 橋 茂 徳
参与兼合併 プロジェクト外室長	新 谷 哲 也	総 務 部 長	溝 口 義 弘
企 画 部 長	高 橋 武 夫	市 民 環 境 部 長	土 川 隆
健康福祉部長	中 村 節	産 業 建 設 部 長	服 部 次 男
上下水道部長	林 賢 一	教 育 委 員 会 事 務 局 長	堀 部 秀 夫
根 尾 総 合 支 庁 長	島 田 克 広	代 表 監 査 委 員	三 田 村 晃 司

---

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	富 田 義 隆	議 会 書 記	今 村 光 男
議 会 書 記	杉 山 昭 彦		

---

開議の宣告

議長（白木 健君）

おはようございます。

本日の会議を開催させていただきます。

ただいまの出席議員は48名であり、定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、写真の許可について申し上げます。

議会だより編集のため、場内及び一般質問の場を議会書記が撮影することを許可いたしましたので、御報告をいたします。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（白木 健君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号1番 安藤重夫君と2番 翠 幸雄君を指名いたします。

---

日程第2 一般質問

議長（白木 健君）

これより日程第2、市政一般に対する質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。質問の順序は受け付け順です。

25番 園部隆雄君の発言を許します。

25番（園部隆雄君）

発言通告のとおり、ただいまより4項目について質問をいたします。

まず一つ目でございますが、根尾川流域の自然保護と開発についてお伺いをいたします。

本巢市北部地域は、清流根尾川を中心に豊かな自然に恵まれ、私たちに潤いと安らぎを与えてくれます。しかも、この地域は、古くは南北朝時代、南朝方と北朝方が戦った最前線であります。また、幕末期には天狗党の通った越前へのルートであるなど、古い歴史を秘めた地域であります。今は本巢市の基幹道路である本巢縦貫道路、国道157号線ですが、春は淡墨桜、谷汲の桜、夏は根尾川の清流を求めてキャンプやアユつり、川遊び、秋には横蔵のもみじや、本巢の名産の富有柿を求め多くの人々が訪れ、シーズンには道路が車で大渋滞を起こすほど多くの人々が訪れるようになりました。

根尾川は、山口から上流、谷汲山大橋あたりまでの桜並木の景観、神海から上流、佐原、日当、根尾樽見より西谷、東谷の清流の美しさと、渓谷美は四季を通じてすばらしいものがございます。

今、世の中は物質的には豊かになり、人々は自然本来の美しさに心の安らぎを求め、自然に浸る

ことが大きな幸せを感じずる時代となりました。本巢地域の人々は、古来より根尾川の水とともに生活をし、水に感謝し、水を育てる山をあがめることを忘れませんでした。

根尾川の水源である根尾には能郷白山信仰があり、また淡墨桜にまつわる物語があります。地名としても神にちなんだ神海という地名や、古来、湊として栄えた山口には住吉神社があります。また、山口の席田用水の取り入れ施設の歴史の中に、農業用水にまつわる語り継ぎ、仏生寺、春日神社の米とぎの話などがあります。真正、糸貫地区は根尾川から席田井水、真桑井水により用水を取り入れ、この清流根尾川の水ではぐくまれた本巢の米はおいしく、地域の農業を発展させ、最も豊かな地域をつくってきました。本巢地域は、根尾川とともに生活をしてきたと言っても過言でないと思います。美しい水に恵まれた根尾川を、今後本巢市の発展にどう位置づけるか。自然保護という流れの中で大きな課題と思います。どのような形で自然保護と開発を調整させていくか、本巢市の発足に当たり、基本方針を策定する必要があると思います。

この中で、樽見線の存続問題、対岸の谷汲村と旧本巢町の時代には根尾川沿岸総合開発促進委員会があって、開発などの協議を図ってもきました。このような開発委員会を再度復活して、地域の産業開発、観光開発を図ってはどうか。また、土地に密着した農産物や加工品の開発など、地域住民の所得向上を図り、自然を生かした本巢市の活性化に向けた本巢市 100年の大計が必要と思います。これに対する市長の考え方を伺います。

二つ目でございますが、次に市の姿勢について質問をいたします。

今は、経済についても行政についても変革の時代を迎えております。その中で今求められているのは、リーダーの姿勢であると思います。

本巢市が誕生して早や10ヵ月が過ぎ、市民の間には合併時の熱は冷え、倦怠感が広がり、合併とは何であったかという疑問さえ出ているのが現実であります。市長は市民との対話を推し進め、財政の厳しい中を新しい本巢市づくりに努力を願っていることに対して感謝を申し上げる次第であります。

私は、行政のポイントは、市長のリーダーシップと市行政を構成する最先端の職員だと思います。今、各企業は死に物狂いで生き残りをかけて努力をしております。職員のよき資質を引き出し、能力のある者を抜てきし、市民のための心のこもった行政を進め、本巢市の市民でよかったという本巢市づくりが必要と思います。また、金がなければ知恵を出し、元気な本巢市をつくる必要があると思います。これに対する市長のお考えをお聞かせください。

三つ目でございますが、福祉について質問をいたします。

旧本巢町在住の70歳代の方より、次にお話をするようなお便りをいただきました。「本巢市誕生により国の助成金がふえ、すべての面で町村合併はバラ色であると聞いていたのに」という書き出しで、この人の場合、一つ目でございますが、国民健康保険税が4%の増税。二つ目でございますが、70歳以上は旧本巢町では健康検診が無料であったのが、市になってこれが有料化された。三つ目でございますが、健康検診の説明を各町内の公民館で行われていたものが、廃止をされたという3点であります。旧町村時代よりすべてメリットがあると期待していたのに、全くの期待外れだ。

なぜこのようなデメリットが出てくるのか、明快な説明をしてほしいという質問がありました。これが事実なら、老人は収入も少なく、病気がちで遠くへ行けない人が多いことからして、老人にしてみれば問題だと思います。まして本巢市は、福祉を重点施策に上げております。

そこで質問します。第1に、前にお話ししました70歳代の老人の言われた3項目について明快な御答弁をお願いいたします。

第2に、このような弱者である老人の要望にどうかたえ、町村合併をメリットあるものにどのようにしていくのか。市民の目線に合った市の福祉対策が望まれているが、これに対する市長の考え方について御答弁を願います。

四つ目、最後の質問ですが、敷島紡績、都築紡績の跡地についてお伺いをいたします。

本巢市においては、両紡績の跡地は懸案の土地であり、市民の関心の高いところであります。都築紡績の跡地につきましては、大和システムが土地を購入し、大型商業施設を2006年にオープンさせる計画があることが既に新聞紙上に公表され、進入路の調査費が今議会に提案されているところであります。両方の土地とも市の中心部にあり、今後の市の発展に大きな影響があると思います。

そこで、次の3点について質問をいたします。

第1点でございますが、敷島紡績と都築紡績の跡地の売却先と買い取り者の今後の利用方針について、特に都築紡績跡地については、新聞では商業施設とされているが、どんな種類の施設か。また、将来、市の公共用地としての利用計画がある用地も含まれていると聞かれますが、この点はどうか。

第2点でございますが、私としては本巢市の活性化のためには、両土地とも雇用の拡大につながる今までどおりの生産工場として再生が望ましいと思うが、市として企業に対して跡地の利用についてどう指導されるのか。

3点目でございますが、既に進入道路については調査費が議会に上程されているが、車両進入の大もとである本巢縦貫道は、北方アピタと旧糸貫の徳山団地の間においては、現在でも常に車が渋滞し、観光シーズンでは動きがとれない現状であります。また、都築紡績跡地北には東海環状自動車道のインターの建設が予定をされております。それに、大型商業施設がオープンすれば、本巢縦貫道はパンクするのではないかと思うが、これに対する対策はどうか。

以上3点について、市長のお考えをお聞きいたします。

以上で質問を終わります。

議長（白木 健君）

根尾川流域の自然保護と開発について、市の姿勢と本巢市づくりについて、敷島紡績と都築紡績の跡地について市長の答弁を求めます。

市長（内藤正行君）

根尾川流域の自然保護と開発についての御質問にまずお答えをいたします。

園部議員の発言にありますように、本市を南北に縦貫してあります根尾川は、緑あふれる森林を源としまして、豊かな清流に恵まれ、南部の農業の水源ともなっているほか、北部ではアユ釣りとかキャンプなどのシーズンには多くの観光客でにぎわっております。こうした豊かな自然は本市の

誇るべき宝でありまして、多くの歴史文化遺産とともに後世に伝えていかなければならないと、このように考えているわけでありまして。また、新市建設計画におきまして、新市のまちづくりの目標であります将来像を「自然と人が共生し、快適で心あふれるまち」と、このようにしておりますが、この将来像を実現するために、基本理念の一つであります自然と共生するまちを掲げておりまして、森林と溪流、田園景観などの豊かな自然を守り、活用するとともに、かけがえのない理想郷として後世に継承していくことであろうと、このように思っております。

自然保護という観点から、まずは森林を守り育てるために、山を抱える市町村関係者が今中心で行っておりますが、こうした姿勢はいかがかということで、むしろ森林等自然環境は県民全体で支えるべきと、こういう精神が叫ばれておりまして、その一つとして森林環境税を導入したらどうかというようなことが話題になっておりまして、大変これは重要なことではないかと思っております。本市におきましては、広大な森林を有しておりますので、土石流出の防止とか水源涵養、そういったことを十分努めていきますために、森林保全事業を推進することが重要でございます。

また、中山間地域の農業者がそこに住みついていただいて地域の環境を守っていただくことによって森林や農地の荒廃を防ぎ、環境保全につながることでございますので、人と自然の共生を基本とした方策の推進が大変重要であると、このように認識をしております。また、自然保護と開発との調整という点につきましては、新市建設計画の基本理念をもとに、地域資源を活用した産業の振興を図り、活気とにぎわいのあるまちづくりを進めてまいることと考えております。現在策定しております本県第1次総合計画に議員の御指摘、御提言も入れながら、十分反映して、この総合計画を作成してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

市の姿勢と本県市づくりについてとの御質問でございます。

今や地方自治体は、地方分権によります権限移譲や、三位一体改革に対応できる自主的かつ自立的な行政運営が求められているところでございます。しかしながら、本年度の地方交付税が実質平均で12%という大幅な削減がなされるなど、本市ばかりではありませんが、財政状況は極めて憂慮すべき事態となっておりますし、またいまだに不安定で不透明な地方財政を取り巻く環境の中ではございますが、最少の経費で最大限の効果が上げられる財政運営に努めていくとともに、行政改革のさらなるスピードアップが必要と痛感いたし、決意を新たにしているところでございます。こうした環境下であります、本市におきましては、合併により市民の皆様が合併してよかったと実感していただけるよう、施策の実施や行政サービスの充実に努めていかなければならないところであります。

新市建設計画にあります最重点プロジェクト、あるいは重点プロジェクトというものの早期実現を図ることが大事ですし、また旧町村間に平等・公平感をもたらす事業を強力に推進していくことが、私に課せられた最大の責務ではないかと考えております。

私が頑張ってまいりますためには、手足となって支えてくれる職員の働きというものこそ重要でございます。本市が自立できる自治体として歩み出していくためには、個々の職員の政策形成能力を引き出しまして、行動力やスピードを持った行政を展開していけるようにならなくてはならない

ところであります。このような職員を一人でも多く輩出するためには、職員のやる気、意欲を引き出せるよう、能力、適性を十分把握した適材適所の人員配置や積極的な登用、研修などの自己研さんできる機会を与えることが大事ではないかと考えます。本年度は、合併初年度でもあります。さまざまな矛盾とか混乱がありまして、種々御指摘も受けているところでございますが、今後、来年度に向けまして、私と職員が一丸となりまして、将来性ある元気な本巢市を目指していけますよう、組織・体制の充実、職員意識の改革などに努めてまいりたいと考えております。

次に、敷島紡績と都築紡績の跡地についての御質問でございます。

1点目の、敷島紡績及び都築紡績跡地の売却先と利用方針についての御質問でございますが、過日の全員協議会、並びに本会議定例会の行政報告で既に御説明申し上げておるところでありまして、議員も御理解いただいていると思っておりますが、再度御説明をいたします。敷島紡績工場跡地につきましては、現在、糸貫地域の三橋にあります安部工業所株式会社糸貫工場の移転、拡張ということで、それぞれ企業間において契約が調って移転されると、こういうことになったわけでございます。

また、都築紡績工場跡地につきましては、大和システム・福田組の共同企業体による大型商業施設、これはモール街の形をするものでございますが、そういう内容で進出されるということでありまして、内容につきましては、店舗数は約200店舗、駐車台数は5,000台、従業員の数は約3,000人で、またオープン の時期につきましては、平成18年5月ころと、このように聞いております。なお、公共用地としての本市の分としまして、2万坪を確保する方向で段取りを今進めておるところでございます。

2点目の御質問についてでございますが、都築紡績跡地の新規企業への譲渡内容につきましては、既に経過報告の中におきまして御説明をいたし、御理解をいただいているものと存ずるところでございます。これは、企業間において新規事業を計画された上において土地譲渡がなされたものでありまして、市といたしましては工場の進出を強く要望してまいりましたが、工場跡地を取得された企業が当初から商業進出を念頭に計画されておりまして、跡地の利用につきましては、これ以上申しまして、翻意を引き出すことは不可能でございます。したがって、今後はできる限り道路環境の整備や地元雇用について十分対応させるようにすることが得策ではないかと、このように考えているところであります。

第3点目の御質問でございますが、157号線の渋滞につきましては十分認識しておりまして、合併の重点プロジェクト事業としまして、西部連絡道路の新設もその渋滞緩和の一つとして、今整備を進めておるところでございます。さらに今回、都築紡績跡地において大型商業施設が計画され、開発されることにより新たな交通渋滞が予測されますが、この点につきましては、開発企業者が開発協議を進める中において、公安委員会等から道路及び交差点改良の指導が当然なされるものと考えております。また、市としましては、予測できる範囲内におきまして、開発企業者に対し、地元住民の住環境の確保に努めるとともに、必要な道路整備等につきましても強く要望をまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（白木 健君）

次に、福祉について市民環境部長、健康福祉部長の答弁を求めます。

市民環境部長（土川 隆君）

3番目の福祉についての御質問の中の、旧本巢町在住の70歳代の方からの国民健康保険税が4%の増税になったということについての御質問にお答えいたします。

国民健康保険事業は、被保険者の保険税と国庫負担金、県負担金、補助金等により事業が行われていることは御承知のところですが、このところの経済の低迷などにより保険税収入は伸び悩み、一方、医療費においては高齢化や医療技術の向上などにより年々増加し、財政は大変厳しい状況にあります。御質問の国民健康保険税が4%の増税になったということですが、国民健康保険税は、合併前、旧本巢町、真正町、糸貫町が所得割、資産割、均等割、平等割による4方式と、旧根尾村は所得割、均等割、平等割の3方式で算定する方法で行われておりましたが、合併の協議において、低所得者で資産割が賦課されている方に配慮し、負担能力のある方が補う形で所得割、均等割、平等割の3方式で調整されたところがあります。また、税率においては、合併時の最低税率で算定した税額から算出した税率を使用することとしましたが、税の7割、5割、2割の軽減を実施することから、所得割への比率を見直したため、所得割の税率において合併前より引き上げられたところもあります。税額においては、合併前より増額になられた方もありますが、一方、減額になられた方もあります。そうした中で、この方の場合には4%増額になったものであります。国民健康保険制度は相互扶助の上に成り立つ制度でありますので、御理解いただきたいと思っております。

議長（白木 健君）

健康福祉部長。

健康福祉部長（中村 節君）

70歳以上の検診の有料化についての御質問にお答えを申し上げます。

旧本巢町におきましては、70歳以上のがん検診（胃がん検診、乳がん検診、子宮がん検診、大腸がん検診）は無料で行ってまいりました。旧糸貫町、旧真正町、旧根尾村におきましては、受益者負担金を徴収してまいりました。自分の健康は自分で守るという基本理念の考えからいろいろ議論を重ね、合併調整を図りまして、胃がん検診 700円、乳がん検診 500円、子宮がん検診 500円、子宮がん検診の体部を含めると 1,000円、大腸がん検診 500円と、市民が保健サービスを受ける機会を損なわない範囲で負担金が決定をされました。

また、単に有料化するのではなく、一人でも多くの方が健診の重要性を理解していただくために、受診しやすい体系づくりに努めまして、30歳以上の基本健康診査、30歳以上のドック健診の3分の1の助成、18歳から29歳までの青年健診の実施、30歳から5歳刻みに70歳までの節目健診の実施など、市民に対しまして内容の充実に努めたところでございます。御理解をいただきたいと考えております。

続きまして、基本健康診査結果の地元説明の廃止についての御質問にお答えを申し上げます。

旧本巢町におきましては、集団で町内の医師が保健センターを利用して、短期間の基本健康診査を実施してまいりました。そのため、各公民館で健診結果の説明をしてきましたが、受診者の利便性から合併調整によりまして、基本健康診査が本巢市内の個別医療機関となり、健診期間も6週間と拡大をいたしました。このため、同じ地区内での健診時期がばらつくことがございますので、早期に健診結果を説明するため、保健センターでの健診結果説明となりました。今後は、期間のことも考慮しながら、健康教室も計画しておりますので、そのときに健診結果説明にも応じられますよう検討してまいりたいと考えております。

また、本巢トンネルより北の地区におきましては、診療所で短期間に健診を受けられるために各公民館で健診結果を説明しております。なお、健診結果説明に来られない皆様方につきましては、保健師が自宅を訪問しながら説明しておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

議長（白木 健君）

合併のメリットと福祉対策について、市長から答弁を求めます。

市長（内藤正行君）

合併後の老人福祉事業につきましては、先ほど部長が回答させていただきましたように、旧町村で考えますと、一部マイナスになった部分もございます。旧町村それぞれの方法、方式でやっておりましたものを一本化したわけでございますので、個々の分野で見ますとプラス、あるいはマイナスもあるわけでありまして。例えば旧本巢町で考えますと、寝具乾燥消毒事業は年2回であったものが6回になったとか、高齢者等の理髪サービス事業の実施が新たに取り入れられたとか、紙おむつの購入費助成金は約倍の8,000円になったというようによくなった面もあるわけでございます。市全体として考えますと、事業の拡大等を図りながら事業の充実が図られてまいったのではないかと、このように思う次第でございます。

老人福祉対策でございますが、高齢者が住みなれた地域で安心して自立した生活が送れますことを基本としまして、一つは、老人が健康で長生きできるための健康増進の推進。二つ目には、高齢者の自立生活を支えるための生活支援の推進でございます。三つ目に、公的なサービスと合わせて、ボランティア等地域で支え合う地域ケア体制の確立。四つ目に、社会参加の推進といったようなことで、今後もそうした点をポイントに進めてまいりたいと思っております。

また一方では、御承知のように国におきまして介護保険制度が見直されておりました、在宅介護支援センターの仕事が大きく変わってまいります。18年度から新たに地域包括支援センター、これは仮称でございますが、これを基軸としまして、要支援、要介護となり得る段階の高齢者を対象に、介護予防のための事業、介護予防を中心として進めていくということでございますし、要支援や要介護1の軽度者を対象に介護予防に効果のある新予防給付を創設しまして、これらの取り組みについて一貫性、連続性のあるシステムとして、市町村が責任を持って実施していくことを目指すなど、介護保険制度も随分変わってくるだろうと存じます。このような状況の中で、今後、限りある予算を有効に使いまして、市民の目線に合った老人福祉行政を推進していかなければいか

んと、このように思っていますので、よろしくお願いいたします。

議長（白木 健君）

続きまして、44番 稲葉信春君の発言を許します。

稲葉議員。

44番（稲葉信春君）

44番 稲葉でございます。議長のお許しを得ましたので、質問をさせていただきます。

質問内容は2点でございます。

1点目は介護保険制度改正時期を迎えるに当たって、2点目は愛・地球博参加についてでございます。

1番目の介護保険制度改正につきましては、2000年4月から導入されました介護保険制度は、法律の規定に基づき、施行後5年目に見直しをせねばならないということで、その時期を迎えております。制度導入以降、従来潜在化していた社会的な要請が顕在化したこと、介護制度の周知、社会的な認識の高まりなどによって、制度開始時点で約218万人であった要介護認定者が平成15年12月には約376万人へと約7割増加していること、これに伴う介護保険財政が増大していること、また見直しを前提に実施された現行制度のあり方等、制度の改善は喫緊の課題であります。しかし、被保険者の対象年齢引き下げによる拡大や、給付対象の縮小、利用料の引き上げ、障害者施策の統合等々の制度改正の検討状況が断片的に伝えられ、高齢者と家族、関係者、国民の中に不安が広がっております。高齢社会となった日本の今後豊かな社会とするには、介護保険を安心して利用できる制度へ改善することが必要であります。よって、介護保険制度の見直しに当たり、下記事項を含む施策の実現が必要であります。

一つ、制度改正を行うに当たっては、年金改正における混乱の経緯を踏まえ、適切な情報の開示とともに十分な議論が必要であります。二つ目といたしまして、保険料、利用料の低所得者向けの免除、軽減制度の整備。3点目といたしまして、グループホーム、特別養護老人ホームを初めとする社会福祉基盤の整備を進めること。4点目といたしまして、高齢者の自立生活を支援するために介護予防対策の拡充。5点目といたしまして、障害者支援費制度との施策の調整を図るに当たっては、関係者の意見を十分に反映し、社会福祉制度の後退を生じさせないこと。以上、このように改善したらいかがでございましょうか。

2点目の、愛・地球博参加についてであります。

21世紀の万博「愛・地球博」、2005年3月25日、開幕日が近づいてまいりました。今から35年前、大阪万博があったことを皆さんは覚えていると思います。人生のうち2回も同じ国内で万博を経験できるということは、夢のようなお話でございます。この万博が終わったら、いつ日本で万博が開かれるか。今の子供たちには、ぜひこの万博を見せてやりたいなというふうに思うわけでございます。会場までは、これパンフレットを抜粋したんですけれども、会場までは磁気浮上式リニアモーターカー、そして会場内の移動は無人自動運転隊列走行、これだそうです。そして、会場間の移動は燃料電池、ハイブリッドバス、驚きと夢いっぱい最近のテクノロジーが体感できるように

なっております。将来の日本をしょって立つ児童や子供に、修学旅行等を通じてぜひ体感させていただきたいと思うわけでございます。私も無人で動くこういう乗り物に一回は乗ってみたいなど。どういうふうになっていくのか知りませんが、ぜひ行ってみたいという気持ちがあります。でありますので、ぜひこの児童・子供にも体験させてやっていただきたいと思うわけでございます。

これのキャッチフレーズは、地球の顔にほほ笑みを広げたい。地球の心に夢を届けたい。地球のひとみを輝かせたい。地球の声を形にしたい。

以上2点の質問でございます。1点目は健康福祉部長、2点目は教育長の答弁をよろしく願います。ありがとうございました。

議長（白木 健君）

介護保険制度改正について、健康福祉部長の答弁を求めます。

健康福祉部長。

健康福祉部長（中村 節君）

介護保険制度改正の時期を迎えましての御質問にお答えを申し上げます。

現在、国において、来春の通常国会への法案提出を目指し、介護保険制度の見直しが進んでおります。この制度改正につきましては、毎日のように新聞報道されておりました、またその概要についても、国から県を通じまして御説明がございます。その具体的な仕組みなど、詳細につきましては、まだまだこれからとなっております。先般、その中でも論点の一つでございました対象年齢の引き下げによる被保険者及び受給者の拡大、また支援費制度との一元化につきましては、諸般の事業によりまして、今回見送られる方向と新聞報道がございました。市といたしましては、介護保険を担っております本巢広域連合と連携し、協力し、今後も情報の収集に努め、適切な対応をしたいと考えております。

それでは、議員御指摘のございました5点につきまして、御回答申し上げます。

一つ目の情報公開、議論につきましてでございますが、制度改正に当たっては、改正後の適切な運用のためにも十分な情報開示と議論が必要でございます。国においては厚生労働省におかれましても、社会保障審議会介護保険部会を中心に論議され、情報も開示されておりますが、今後、国会の中での十分な議論がなされると思っております。

2番目の保険料、利用料についてでございますが、今回の制度改正におきましては、介護保険料の所得段階の見直しが検討されております。現在、世帯に住民税を納める者がいるが、本人は非課税である方につきましては、そのうちで所得の少ない人につきましては、第1段階と同額の保険料とする検討がなされております。介護サービスの1割の自己負担分につきましては、現時点での引き上げの説明はございませんが、施設における居住費用や食費、いわゆるホテルコストでございますが、その徴収につきましては、実施された場合、低所得者の方へ配慮がなされると聞いております。

三つ目の基盤整備についてでございますが、全国的には基盤整備のおくれなど指摘されておりますが、本巢広域管内におきましては、介護保険事業計画上、順調に基盤整備が進んでおります。御

指摘のグループホームは7カ所、そのうち本巢市内には2カ所。特養につきましては3カ所、そのうち本巢市内には2カ所ございます。さらに平成17年度中には系貫地域に特養が新設され、運用が開始される予定でございます。在宅サービスにつきましては、デイサービス15カ所、うち本巢市内に5カ所、通所リハは4カ所ございまして、そのうち本巢市内には2カ所、ショートステイ7カ所、そのうち本巢市内には4カ所ございます。現在のところは充足されていると考えておりますが、今後の利用者ニーズの動向をよく見きわめて対応したいと思っております。

4番目の介護予防につきましては、今回、介護保険制度改正の重点項目の一つに介護予防が上げられております。これは、介護保険制度について軽度者に対するサービス内容を見直すとともに、現行の老人保健事業や介護予防、地域支え合い事業の再編を視野に、要介護状態になる前の段階から統一的な体系のもとで効果的な介護予防サービスが提供されることを目指すものでございまして、生活機能低下の早期発見、早期対応、自立支援を行うものでございます。市といたしましては、高齢者に対する介護予防等については、現在、在宅看護支援センターを中心に、ぼけ防止、転倒予防など寝たきり予防事業などを展開しておりますが、今後さらに重要な項目と考えておりますので、保健・福祉・医療と協力しながら地域に密着した事業を実施していきたいと思っております。

5番目の支援費制度についてでございますが、介護保険と支援費制度の一元化につきましては、先ほど申し上げましたとおり見送りの方向のようでございますが、財政的な観点ばかりでなく、そのサービスを必要とするものの観点に立ち、議論がなされるべきでございまして、今後、各関係者の意見を十分に踏まえた議論が引き続きなされることを期待しております。

以上、お答えといたします。

議長（白木 健君）

次に、愛・地球博参加について、教育長の答弁を求めます。

高橋教育長。

教育長（高橋茂徳君）

21世紀万博「愛・地球博」についてお答えをします。

愛知万博は今日的課題であります自然との共生や、循環型社会のあり方などについて世界的な視野で学ぶことのできる貴重な体験の場となります。また、この愛知万博は隣の愛知県での開催のために、児童・生徒にとっては見学が行いやすい状況にあります。現在、本巢市内の小・中学校におきましては、社会見学や職場体験研修や修学旅行等を計画的に実施しております。その中で、さまざまな体験活動を行い、教科書で学んだ内容を実際に見たり、生き方を見つめたり、いろいろな人とかかわったりする体験をしています。この活動を通して確かな学力や、豊かな心がはぐくまれています。教育委員会といたしまして、議員御指摘のように、この愛知万博は児童・生徒が豊かな体験をするのによい機会だと考えております。したがって、市内の各学校が来年度の教育計画を作成する折には、愛知万博の見学をすることを考慮するように助言をしてまいります。

〔44番議員挙手〕



小・中学校の児童・生徒の学力向上対策について、教育長の答弁を求めます。

高橋教育長。

教育長（高橋茂徳君）

一つ目の御質問にお答えします。

学力テストの御質問でございますが、私ども教育関係者は学力テストのことを学習状況調査とっております。平成16年2月に学習状況調査を実施しました。この調査の目的は、児童・生徒の学習状況及び学習に関する意識等を把握し、一人ひとりの児童・生徒の学力向上や、学習指導に生かすことです。そのために、公表は岐阜県全体の結果及び考察のみとし、各市町村及び各学校の個別の公表はしないようにと岐阜県教育委員会から指導を受けておりますので、お許しを賜りたいと思います。その理由は、本調査により学校間の比較をしたり、点数競争をしたりすることがないように配慮するためでございます。また、この調査はあくまでもペーパーテストではかることができる内容に限られておりますので、学力のすべてを把握できるものではございません。なお、県全体の集計結果につきましては、基礎的、基本的な内容は全体として十分身につけているが、総合的に判断する力や、状況に応じて適切に表現する力等について、今後一層高めていく必要があるという傾向にあると発表されております。

二つ目の御質問にお答えします。

学力低下を招くことのないように一時間一時間の授業を充実し、値打ちのある授業、わかった、できたという成就感や充実感の味わえる授業を展開するように指導しております。また、身につけさせなければならない基礎的、基本的な内容は、養って教えざるは親の怠けなり、教えて徹せざるは師の怠けなりといったことが言われぬように、徹底して身につけさせるようにと指導しております。それには教員の指導力や資質の向上が肝要ですので、その充実に努めているところでございます。なおまた、教材、教具の工夫や開発。少人数指導等、指導方法の工夫や改善にも力を注いでおります。

3点目の御質問にお答えします。

議員御指摘のように、本巣市の教育を高めるためには、人事異動の機会を通して優秀な教員を確保していかなければならないと考えております。それと同時に、教職員の人材育成と能力開発、資質・能力向上を図るため、すべての幼稚園、小・中学校に計画的に本巣市学校教育課事務局員が指導訪問に行ったり、岐阜教育振興事務所の指導主事を招聘したり、あるいはまた本市教育センターでの研修、各学校においては自己啓発面談の実施により、教職員の自己啓発や自己研さんを促しております。教育は人なりと申しますが、教育行政側の適切な指導助言と各学校の熱情あふれる真摯な取り組みにより、教職員の指導力、資質向上を図り、市民の信託にこたえる学校教育に努めているところでございます。

〔18番議員挙手〕

議長（白木 健君）

はい、堀君。

18番(堀 守君)

今、教育長の御答弁、教育行政官僚のまことに優秀なる答えだと思います、はっきり申し上げまして。

学力を、各校にということは僕は申し上げなかったんです。本巢市、小・中学校が10何校ありますけれども、平均して三つ寄せたら何点だということが出てくると思うんですけれども、それも教育委員会の県の方が云々と言われればやむを得んと思います。今の状態では、僕は納得できないのは、その情報公開条例で求めた場合、これは警察なんかでもそうなんですけれども、流れまであぶり出される世の中になってきておるのです。教育行政だからどうのこうの、個人の学校の先生の悪口を言うわけじゃないんですけれども、各学校の競争というのは、僕は当然だと思うんです。

それと基礎学習が特に、今の子供たちの中には、高校生なんかでもいるんですけれども、九九がまともに言えない子がおるんですね。結構高校生にもおるんです。九九っておじさん何だというわけです。九九って2掛ける2の4から九九、八十一までだぞと言ってやるんですけど、それ順番に言ってくれって、言ってみたら、僕ら何の段、何の段、2掛ける2、それから9掛ける9は幾つだという、それを1段ずつで覚えるんだと。一遍に覚えるんじゃないんです。私たちは先生にしかられながらも、1から99まで覚えたんです。そういう学力としては、これは文部省の方針だったと思うんですけれども、全国的に10何年前に比べて学力の平均が、指導要綱の中に30%からの授業時間と同時に、学力もいろんな面において教える子供が少なくなっていっておるとというのが、そのための、ちょうど申しわけないんですけれども、気の毒だなあと思ったのが、今度のOECDの関係で学力が落ちましたよといって、きのう、おとつあたりからワーワー言っているのはそこだと思うんですけれども、それについては子供たちが一番被害者なんですね。

愛知県の犬山市においては、教育委員会独自に、数学にしる、社会にしる、理科にしる、学力の低下は困るということで、副読本を使って授業をやっておるんですね。ですから僕は、岐阜県の方は岐阜県でいいんですけれども、教育長としては4年間あるんです、任期が。その間に、本巢市の教育行政の根本的な立て直しはおれがやってやるんだと。それくらいの御答弁を求めたわけなんですけれども、答えがなかったというのは情けないなと思うんです。

それから、優秀な先生云々になってくるとこれ大変問題かと思うんですけれども、子供たちに朝はあいさつをしなさいとか、いろんなことを言われるんですけれども、私は自分のことを言って申しわけないんですけれども、旧真正の議員の中には、私は幸いにして小学校の近くですので時々行くんですけれども、また部落の中にはところどころで交通安全に立っていている同僚議員もいるんですけれども、そんなこと言って悪いんですけれども、ここではっきり申します。4月になって1遍か2遍見ただけで、あとは、朝は、子供たちに「おはよう」と言って校門なり運動場なり出ていた先生は、校長もおらんです。そしておいて子供に、あいさつしろ、あいさつしろと言ってもだめだと思うんです。そういうもんだから、あとの先生方は右へ倣えて、物の2メートル、3メートル離れておるところでも、あいさつがまともに言えない先生が多いんです。学校の先生というのはそれくらい偉いもんだなあと思うんですけれども、これについてどう思われるんですかね。

僕は学校の先生について悪口を言うわけではないんですけれども、22や23のきのうまでの子供が、教職の免許を取ったら、一代免許もらったがために、きょうから学校の先生なんだから、一遍に鼻がぐうーと曲がっていくんですね、天狗さんと一緒に。総理大臣であろうが国務大臣であろうが、お孫さんが行っとったときには、二十二、三の先生にでも、先生ひとつよろしゅうお願いしますわと頭を下げるんです。本当、私間違っちゃって、ちょっと錯覚されてしまって、そのまま偉いものだというのが学校の先生だと思っているんです。

私が何でこんなことを言うかといいますと、朝、立っていると、お母さんがいるんな話をしてくれるんです。だけど、子供に対して学校に文句は言えないと言うんです。なぜ言えないかということ、人質に取られておるといいます。考え方によったら、誘拐犯みたいなもんだと。言ったら必ず子供に報復があると。そんなこと絶対ないと言われるんですけれども、じわじわじわと水がふえてくるか、真綿で絞めるように来るというんです。だから、そういう先生は困るんですけれども、そういう点についても、もっと教育長、現場へ出られて、たまにはやっぱり、どうかということですよ。ですから2点ほど申し上げたんですけれども、もう少し教育長としてのお考えをお聞きしたいと思います。

議長（白木 健君）

はい、高橋教育長。

教育長（高橋茂徳君）

3点ほどあったかと思えます。お答えします。

1点目のことにかかわりましてでございますが、私も公人の一人でございます。したがって、本巢市で公開することが、他の市町村にもかかわってきますので、どうかその辺のところを、意のあるところを御賢察いただければ幸いです。

2点目の基礎的、基本的なこと。議員御指摘の掛け算とか漢字等、いろいろあるかと思えますけれども、基礎的、基本的な学習内容につきましては、先ほども申し上げましたように、根負けすることなく、教師が粘り強く一人ひとりの子供に徹底してはぐくんでいきたいと、生かしたいと考えております。

もう1点、3点目のことですが、あいさつ等基本的な生活習慣にかかわることは、師弟同憂の精神でもって、今後もさらに一層心して指導に努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

〔18番議員挙手〕

議長（白木 健君）

はい、堀君。

18番（堀 守君）

今の御答弁、また僕が来年もここにおるようでしたら、もう一度させていただきます。1年間の結果を見て、あれしたいと思えます。

ただ、私が思いますのは、子供たちの将来というのは、教育は30年、40年たってから効果が出て

くるわけですがけれども、それが出てくるまでは、これが日本の国の大きな発展の原動力になっていくものと思いますので、私どもの子供か孫、ひ孫になるかもわかりませんが、これがやっぱり大きな、人口も減ってくると言われている21世紀において、今が一番大事だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

俗に、師にまさっても師は師、親よりすぐれてもやっぱりあれだと言って、先生よりも自分がすぐれておっても先生は先生だということで、そういう先生になっていただきたいと思ひます。ということは、今のような状態で行ったら、卒業しても、あの人に教えてもらっただけであって、申しわけないんですけども、同窓会にも呼んでいただけんようになってくると思ひます。

終わります。ありがとうございました。

議長（白木 健君）

ここで暫時休憩をしたいと思います。

10時30分から再開をいたします。

午前10時12分 休憩

---

午前10時30分 再開

議長（白木 健君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

議席番号19番 吉村 優君の発言を許します。

吉村君。

19番（吉村 優君）

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして1点質問をします。

滞納、未収金等の対策は。

本業市は、平成15年度には収入未済額、固定資産税約1億6,000万円、国民保険税約1億4,000万円を初めとする多額な滞納があり、使用料、小・中学校の給食費に至るまで、未収金額も複数の項目で多数見受けられます。こうした滞納者、未収入者に対して、現在市がとっている対策、さらには今後のこれからの滞納、未収金等をなくするための対応についてお尋ねいたします。

議長（白木 健君）

滞納、未収金の対策について、高木助役の答弁を求めます。

助役（高木 巧君）

議員御指摘のとおり、平成15年度一般会計決算におきまして、市税を中心に収入未済額トータルで3億900万円余が計上されております。市税の徴収につきましては、総務部税務課におきまして税制収納係を設置をいたしてありまして、経済活動等の高度化及び多様化に伴います納税者のライフスタイルの変化、あるいは広域化、さらには複雑化と、こういった状況下にございまして、徴収環境がますます厳しくなっております。

そうした中で、専門研修による知識の習得、あるいは国・県等の徴収事務関係団体との連携、指

導をいただきながら、納税者に不公平感を招かないよう、現在進めておるところでございます。

具体的には、第1段階といたしまして、督促をさせていただいております。次に催告、それから、家庭を訪問いたしまして徴収をさせていただくというような手順を踏みながら、納付が困難な方に対しましては、納税誓約書というものを御提出いただきました上で分納方式をさせていただくとか、そんな対応をさせていただき、さらには納税意識が希薄な方につきましては、差し押さえ等の滞納処分を前提とした所得、資産、預金等の財産調査を行って対応をしておるところでございます。

徴収に当たりましては、現在、岐阜県県税事務所の職員と市の徴収職員、こういった身分をあわせ持つ、お互い身分を、市の職員が県の徴収職員の身分を持ち、また県の県税事務所の職員が市の徴収職員の身分を持つと、こういったことで、本年度から徴収職員による共同徴収を進めておりまして、今後もこの効果を見定めながら進めてまいりたいというふうに考えております。

また、国民健康保険税、あるいは水道料金、それから給食費の未納者に対しましては、督促状を送付したり、電話によりますお願いだとか、こちらの方につきましても訪問徴収を行っております。

さらに国民健康保険税の滞納者につきましては、通常より有効期間が短い被保険者証を交付をすることによりまして、保険税の徴収、あるいは納付指導の機会をより多く設けまして、さらには水道料金の滞納者には、予告をさせていただいた上で給水停止の措置をとるなど、滞納者の解消と収納率の向上に努めておるところでございます。

収納事務につきましては、今後も、ただいま申し上げましたこのような対応を継続的に行うとともに、公平であり、また厳正な姿勢で対処してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

〔19番議員挙手〕

議長（白木 健君）

はい、吉村君。

19番（吉村 優君）

今、助役さんから説明がありましたが、一つお尋ねするんですが、旧町村より回収率はどれくらい上がっているか、1点だけお尋ねします。

議長（白木 健君）

高木助役。

助役（高木 巧君）

自席で失礼をいたします。

旧町村ごとの滞納率に係る徴収率につきましてはちょっと手元に資料がございませんが、県下20市がございます。県下20市の中で滞納に係ります徴収につきましては、本巣市におきまして、現在11月末の状態でございますが、大体県下で2番目ないし3番目の高い徴収率ということになってございます。よろしく申し上げます。

議長（白木 健君）

吉村君、今総務部長が資料を取りに行っておりますので、後ほどでいけますか。

19番（吉村 優君）

後ほどでよろしいです。

議長（白木 健君）

ほかにございましたら、御発言してください。

19番（吉村 優君）

参考になればと思ってお話するんですけども、高山市は民間委託をされておりますし、また茨城県水戸市では、租税債権管理機構を結成してやっておられます。参考になればと思ってお話をしますが、今後最善の努力をしていただきたいことをお願い申し上げまして、終わります。

議長（白木 健君）

続きまして、30番 大西徳三郎君の発言を許します。

大西君。

30番（大西徳三郎君）

3点通告してありますので、順次質問をいたします。

最初の1点目でありますけど、平成17年度当初予算編成の基本的方針についてであります。

地方の行財政改革と地方分権を実現するために国から地方への補助金を削減し、それに見合う税源を移譲して市町村などの裁量権を広げ、同時に地方交付税も見直すのが三位一体改革であると思っております。11月26日に決定した2兆8,380億円の補助金削減を行う一方、地方への税源移譲の総額2兆4,160億円にとどまり、目標の3兆円に届かなかったことでもあります。また、焦点の義務教育費、社会保障などは先送りしたものが多く、地方分権の趣旨に沿ったものとは言いがたい内容であると思っております。

以上のように、先行き不透明な財政環境の中で、新年度の予算編成にどのような方針で臨むのかをお尋ねいたします。

2点目、本巢消防の今後の体制づくりについてであります。

本年は、相次ぐ台風の襲来や新潟中越地震など、大災害が各地で発生しました。多くの人命が亡くなり、家屋の倒壊や浸水、道路や田畑の流失、また村が消滅するなど、自然災害とはいえ、自然の脅威を思い知る昨今、一日も早い復興を願う次第であります。

さて、そこで防災体制、消防体制には、常備消防である本巢消防は不可欠な存在です。旧穂積地区は19年度末には岐阜市との委託業務が終了し、20年度からは本巢消防に加入することと思っております。旧穂積地区は高層マンション、アパートやJR穂積駅を中心とした住居密集地域が多くあり、現在の本巢消防の管轄する地域とは少し異なる地域であると思っております。本巢消防議会でも検討されていると思っておりますが、17年度からでももとす広域連合に組み入れて広く議論、検討し、地域の防災、消防体制を万全に構築すべきと思っておりますが、お尋ねをいたします。

3点目であります。ミニ公募債の発行について。

岐阜県は、県民から直接資金調達をするぎふ県民債の募集を11月12日から開始しました。発行規模は100億円で、用途は県立高校や病院の整備、校舎の耐震化などに限定されております。14年度、15年度に続き、3年目であります。11月30日に抽せん会があり、購入希望は発行額の2.64倍4,588人の当選が決まったとあります。住民参加型のミニ公募債の発行は全国の自治体で活発であり、合併の先進地篠山市は、兵庫県と他の4市と共同で市場公募債「兵庫のじぎく債」を発行しています。本巣市も目的を持って計画的にこのミニ公募債が発行できると思いますが、どのように考えておられますか、お尋ねをいたします。

以上3点であります。

議長（白木 健君）

平成17年度当初予算編成の基本的方針について、市長の答弁を求めます。

市長（内藤正行君）

平成17年度の予算編成につきましては、現在、各部局におきまして見積もりを行っているところでございます。

本市は平成16年2月に合併いたしまして、それに伴います財政需要の増加が予想されている状況ではありますが、今後の厳しい財政環境に対応すべく、既存の事務事業の見直しなど、行財政全般にわたります改革を積極的、かつ計画的に進めることが必要だと、このように思っております。

本市の財政状況を見通しました場合、歳入は三位一体の改革の国庫補助負担金及び地方交付税の減額が予想されるわけでございます。現時点ではどのくらい減少するのかということにつきましては不透明で、把握をできない状況ですが、減少する方向ということをおもっております。歳出は経常経費が年々増嵩しますし、財政の硬直化も進んでいくという厳しい状況にあるということでもあります。したがって、すべての事業にわたりますスクラップなくしてはビルドなしと。新しい仕事をやる場合には、どれか一つスクラップするというぐらいの考えのもとに、適正な財政運営を図っていきますための予算編成方針というものを定めたところであります。

今回の予算編成は、経常経費の抑制と、新市建設計画に掲げました施策事業の着実な推進を図ることが大切であります。また、新たに一般財源を各部局に配分するような財源配分型の予算編成、今までとったことはなかったんですが、こういったことまで取り組んでまいる姿勢でございます。一般財源ベースで人件費、扶助費、公債費等の義務的な経費、あるいは投資的経費や特別会計への繰出金、こういったものは確保していかなきゃいかんということでございますので、それを除いた経費につきましては、平成16年度予算に対しまして、一般財源のおおむね7割を目標としまして積算するよう指示をしているところでございます。

職員に対しましては、職員一人ひとりが行政マンとしてプロ意識を持って予算編成に当たっていくように、また改めて市財政の現状を把握する、大変危険な状況にあるということを十分把握させながら予算編成に臨むよう、厳しく対処しているところでございます。よろしくお願ひいたします。

議長（白木 健君）

次に、本巢消防の今後の体制づくりについて、助役の答弁を求めます。

助役（高木 巧君）

本巢消防事務組合につきましては、議員御指摘のとおり、防災、それから消防、こういったことで大変大きな力を発揮していただいております。同様の認識を持っております。

そこで、本巢消防の今後の体制づくりという御質問でございますが、本巢消防事務組合につきましては、去る11月5日に開催されました第3回本巢消防事務組合議会の定例会のその後に開かれました全員協議会におきまして、瑞穂市長さんより、平成20年度より本巢消防事務組合へ加入したいという申し入れがございました。これを受けまして、平成17年1月17日開催予定の第1回本巢消防事務組合定例会の全員協議会におきまして、加入及び今後の方針につきましての検討がなされる運びとなっておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（白木 健君）

次に、ミニ公募債の発行について、新谷参与の答弁を求めます。

参与兼合併プロジェクト室長（新谷哲也君）

地方債の資金としましては、民間から調達する方法としまして、銀行等の金融機関から調達する縁故債、それから一部の自治体に限られたものでございますが公募市場債、それと広く一般の方から調達します、これはどの自治体でも発行できますが、御質問のミニ市場公募債というものがございます。

このミニ公募債は、正式には市民参加型ミニ市場公募債と言います。これは平成14年度に創設されました制度で、自治体が販売地域を限定、例えば、一般的には本巢市に在住、もしくは在勤の方に限るというやり方がございますが、ただし市外の方にも求めることもできるわけでございます。その用途を明らかに、事業を限定すると、明確にするということでございますが、そのように明らかにしまして、直接市民の方から資金調達を行うということになります。例えを挙げますと、市が小学校校舎を建築するとき、その財源として市民の方の投資によるミニ公募債を発行するということになるわけでございます。

このミニ公募債の特徴といたしましては、その用途を明確にいたしますので、市民の皆様が何のために市が借金をするのかということを知ることができますし、市民の方が購入することで行政への参画意識の高揚が図られるかと思えます。また、市民の方にとりまして、通常の預金利率より高い利率を設定しますので、投資された方の資産をふやすこともできますし、市が発行する債券でございますので、市民の皆様には安全、確実に約束することができます。また、預金ではなく債券ということになりますので、市民の方のペイオフ対策にも活用できることとなります。また、市にとりましても通常の借入利率より低く設定できますので、借入利息の縮減にもなるという効果もございます。

反面、デメリットといたしましては、資金を調達するコストの増加が上げられます。通常、借入形式といたしましては証書借り入れというのによりますが、ミニ公募債になりますと債券発行となりまして、取り扱う金融機関に新たに販売に要する経費、通常の手数料に上乗せするというところに

なります。また、公募ということですので、それを周知するポスター、チラシ、新聞掲載など広報活動による経費もかさむこととなります。加えて、満期一括償還という方法になりますので、満期を迎えたときのその年度の財政負担が高くなりまして、例えば減債基金で積み立てていくなど、計画的な財政を運営しないと、その際に財政を圧迫するということにもなります。

以上、述べましたように、ミニ公募債の発行につきましては市民参加という付加価値があるわけですが、反面、資金調達コストがかかるということで、県内の他の市町村を見ましてもなかなか踏み切れないという実情もございます。議員御提案のミニ公募債の活用につきましては、特に合併特例債の資金調達方法として活用が想定されるわけですが、市といたしましては、今まで述べましたようにメリット・デメリットがございますので、それを十分に調査、研究をした上で、また県内他市町村の動向も見据えながら検討してまいりたいと考えております。

〔30番議員挙手〕

議長（白木 健君）

大西君。

30番（大西徳三郎君）

第1点目の予算編成の基本的方針についてでありますけど、これは後から高橋秀和議員、鶴飼議員が関連の質問がありますので、大まかなことをもう一回お聞きしたいと思います。

本年度、16年度は一般会計が今回出ている補正予算を入れまして161億、2億というような規模になっておりますけど、17年度においてはその総額というか、どの辺を目標にしてみえるか。本巢市の財政は、今規模からいうと適正が130から140億ぐらいというふうには言われておりますが、17年度におきましてはどのぐらいの数字を目標に今編成されるのか。

もう1点、先ほども市長から答弁ありましたように、70%ということで今各部課に指令を出しているということで、今本巢市の経常収支比率が80%を超えておるとことは聞いておりますが、どれぐらいの数値を目標にされようとしておるのか。75%、70%、その辺をどのような数字を目標に、今市長が指示されておる70%の指示というか、その2点をお尋ねをしたいと思います。

次に、2点目の本巢消防の今後の体制づくりということで、ちょっととっぴな質問をしたように思われますが、助役から答弁をいただきまして、来年の1月17日の第1回の本巢消防議会において、旧穂積町も組み入れるかどうかを決められるということでありますけど、先般、全員協議会で資料をいただきました。今の北方町にあります本巢消防の本部と申しますか、あそこの土地を購入されて、これは前からそのように計画があつて、北方町の合併が片づいたということで、圏外であった土地を購入して、その敷地を広くされたということで、それは承知しておりますし、そのことに対して異を唱えるものではありませんけど、先走ったことを言つてはあれですけど、3年先には旧穂積町も本巢消防に組み入れられるというふうには思っておりますが、その時点におきまして、今の体制で本当にいいのかどうか。先ほども申しましたけど、旧穂積町のいろんな状況を見ると、今の体制そのものを移管してもとても対応できないのではないかと。

例えば、今本巢消防事務組合におきまして、はしご車の積立基金が、ここに資料がありますよう

に1億円積んであるわけです。これも基金が積んである以上、はしご車を導入するというふうになるとは思いますけど、そのはしご車を導入するに当たっても、今の本部に置いておいても、あんな大きなはしご車が出られないのではないかと。そうすると、4車線ある道路に面したところに、そういうはしご車を置けるような消防署が必要になってくるのではないかと、そんなふうにも考えられますので、3年先のことではありますけど、そのようなことを総合的に考えていくと、3年あってもまだ時間が足りないのではないかと、そんなふうにも懸念するわけでありまして、そのあたりも考えていただきたいということだし、もつと広域連合に組み入れてということは言いましたけど、例えば消防議会をもっと広く意見を聞けるように、もっと消防議会を参加者をふやすというか、今、副議長と議長が本巢市では行っていただいておりますけど、もっと大勢の人で形成してはどうか、そんなふうにも思うわけで、その点についていかが考えられますか、再度お尋ねをしたいと思いません。

3番目のミニ公募債の発行については、いろいろ資料を検討して、非常にいいところもあるし、デメリットもあるということで、さっき兵庫の篠山市のことを言いましたけど、これは十分検討していただきまして、先ほど言いましたように、計画的にやれば、それは単年度の財政圧迫ということとは考えられないと思えますし、やはりこれも借金にはなるわけですけど、自分の思ったようにというか、もちろん計画的に目的を持ってやらなきゃなりませんけど、自主財源ということになりますので、私は十分にこれは考える余地があるのではないかと。ほかの市に先駆けてやれということはいませんが、そのぐらいのつもりでもってやっていただいても私はいいのではないかと、そんなふうにも思いますので、その点、再度お聞きしても同じかもわかりませんが、もう一回お願いしたいと思いません。以上です。

議長（白木 健君）

予算規模、経常収支比率について、市長から答弁をいただきます。

市長（内藤正行君）

新年度の予算総額をどのぐらいもくろんでいるかということでございますが、御指摘のように、本年度は162億円ぐらいでございますね。類似の市、合併前の恵那市が類似市なんですけど、ここで120億円ということございましたので、私どもは平常年は120億円ぐらいを目指していかなくやいかんと、このように思っております。しかしながら、合併当初でございまして、重点事業等の実施もしていかなくやいかんわけで、若干それよりは高くなって、130億円ぐらいでとどめられないかというようなもくろみを持っております。

経常収支比率は80.6%でございます。これは低いにこしたことはないですので、私どもは70%台を目指していかなくやいかん、このように思っております次第でございます。よろしく申し上げます。

議長（白木 健君）

本巢消防への瑞穂市加入による消防体制について、高木助役から回答を求めます。

助役（高木 巧君）

本巢消防につきまして、1点目は、3年先には瑞穂市が組み入れられることに伴う現体制で十分

な活動ができるのかどうかと、その点と、もう1点、消防議会の議員を拡大をして多くの意見を取り入れるべきではないかと、この2点ということによろしゅうございますか。

まず1点目でございますが、議員御指摘のとおり、現在、瑞穂市の消防組織には30名の消防職員がいらっしゃるというふう聞いておりますが、この30名で、現在、瑞穂市内の消防体制が確立されておるという中で、この組織も含めまして、今後どうしていくのかということになってまいりますが、30名を同時に職員を採用するわけにはまいりませんし、このあたりのところは現在守備していただいております岐阜市消防さんとの今後の詰めということになってまいりますが、それも含めまして、19年度末でもって岐阜市さんが撤退されますから、20年4月1日から、現消防体制を低下させることなく対応していくためには、ただいまのはしご車に係るところの出入りについての位置の問題とか、そういったものも当然かかわってまいります。しかし、議員御指摘のとおり、現在の本部の隣地に土地を求める議案も出てきておりましたので、このあたりを総合的に考えながら、今後、組合議会の中で大いに議論がされていくものと思います。

それから現在、本巣市関係で本巣消防事務組合にかかわる議員等といたしまして、議長さんは監事さんということに入っていただきますし、市長と私が議員という形で入っておるわけでございますので、今後そういったところで声を大にする議論がなされていくものというふうに思っております。

それから、消防議会の議員の拡大という点につきましても、これはその規約等々の関係もございまして、この部分についても、そういった御意見が本巣市議会で出てまいりました旨のそういったことも、組合議会内で意見として述べていきたいというふうに思うところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

私の答弁の中で、現在の瑞穂市の消防体制は、旧穂積町の時代の消防本部としての位置づけ、それから旧巣南町にも南分庁舎がございますので、旧穂積町の消防本部には30名の岐阜市消防職員の方が常駐をさせていただいておるということで、旧巣南の南分庁舎はまた別の人数、7名ということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（白木 健君）

ちょっと休憩させていただきます。

午前11時08分 休憩

---

午前11時10分 再開

議長（白木 健君）

それでは、再開をいたします。

ミニ公募債について、新谷参与から答弁を求めます。

参与兼合併プロジェクト室長（新谷哲也君）

ミニ公募債の発行につきましては、やはり厳しい財政事情を考えますと、手数料というコストの調達コストの問題がやはり第一となると思います。過去、発行している事例を見ますと、手数料に

つきましては取り扱う金融機関との関係もあるわけですが、いろいろ自治体によって格差もあります。本巢市ではどの程度になるかというのは、やはり十分調査をしなければいけませんし、また完売、完売という話もありますが、やはり場合によっては売れ残る、完売できないケースも出てくるリスクもございます。そういった形での市場調査というの必要かと思えます。それと、先ほど述べましたように、他の自治体が踏み切れない事情というのやはりそれぞれございますから、そういう分析も必要かと思えます。確かに、趣旨としては住民参加というところは得られるわけですが、まずは十分に調査、研究していくということで、御理解いただきたいと思えます。

〔30番議員挙手〕

議長（白木 健君）

はい、大西君。

30番（大西徳三郎君）

はい、ありがとうございました。

第1点目、17年度は130億円台にしたいという、市町からお聞きしまして、これは大変だなあと、いうふうに思ったのが実感であります。しかし今の財政、いろんな状況から見て、それくらいの厳しさが必要だということは私も認識しましたし、皆さんもそう受け取られたと思えます。あと、細かいことはほかの議員におまかせしたいと思えます。

2点目の本巢消防につきまして、今休憩されて議長からも説明を受けましたけど、3年後といっても、先ほど言いましたけど、本当に日にちはないと思えます。そんなことを本当に対応していくには、今から対応しても時間がないというような感じを思えます。いろんなことにおきましてもっと広く議論をしていただきたいなあ、そんなふうに思えます。そんなことで、本巢消防を広域連合に組み入れるとか、また消防自体を拡大するとか、それも答弁をいただきましたので了解しましたけど、よろしくお願ひしたいと思えます。

ミニ公募債については、了解をいたしました。

以上です。ありがとうございました。

議長（白木 健君）

市長の方から答弁いただきます。

市長（内藤正行君）

消防事務組合の件につきましては、私は今、副管理者を行っておりますので、そういう立場も踏まえて申し上げたいと思えますが、議員御指摘のように、瑞穂の消防署を一括するということは大変事務的にも、あるいは人事の構成上でも大きな問題であります。したがって、まずは先ほど助役が答弁しましたように、1月の消防議会におきまして、瑞穂を取り込むということについての議決をまだしておりませんので、議決した上で、今度本格的にどう進めていくのがいいかということにつきまして、消防事務組合の消防長を初めとする幹部、それから2市1町の総務部消防担当部長、課長、そうした者をメンバーとしました検討委員会を持ちまして、そこで十分協議しながら

ら進めてまいりたいと。いろんな手順もございますし、特に先ほどお話で出ておりますように、向こうの職員が20年度に一気に引き揚げるという方向になってきたものですから、それには、そう行われますと、こちらはよっぽど来年ごろから職員採用をしていかなきゃいかん。それも新卒の職員ぐらいではいけませんので、年齢構成も考えて採用をしていかないかん、こういうことにもなりまして、いろいろ難しい問題がございます。そういったことをどうしていくかということも含めまして、検討委員会で十分協議をしながら進めていく、こういう段取りを考えておりますので、よろしくをお願いします。

議長（白木 健君）

先ほどの吉村 優議員の質問の中で、税の徴収率について助役の方から再回答を求めます。

高木助役。

助役（高木 巧君）

再質問いただきました旧町村と新市の比較でございますが、まず15年度におきます旧4ヵ町村のトータルの滞納額の徴収額でございますが、1,445万円でございます。これは率として13.06%に当たります。これは年間の額でございます。ちなみに16年度でございますが、まだ年度の途中でございますので、11末日現在で数字を申し上げます。徴収額は1,919万円、これは滞納額に占める割合が13.76ということになってございます。残りはまだ4ヵ月でございますが、昨年1年間の徴収率を上回っておるとい状況でございますので、御理解をいただきたいと思ひます。

議長（白木 健君）

続きまして、議席番号47番 川村高司君の発言を許します。

川村君。

47番（川村高司君）

それでは質問いたします。どれぐらいかかるかという御心配をいただいておりますので、手短かに質問を進めたいと思ひます。

第1番目は、善商の産業廃棄物の焼却の問題等についてお尋ねいたします。

この問題では、過去にも議会に、全協等でこの善商の焼却の問題については委員会の報告をしたところではありますが、今一番心配をされるのは、搬入物の履歴が不明である、ここが一番大きな問題であります。その委員会の報告の中でも、その履歴がわからない、産業廃棄物の発生者が善商だと、こういう状態ですので、一体そのものが何なのか、この点での監視体制が必要であると思ひますし、またそのことについては、岐阜市がこの間、非常に莫大な費用と人員を配置してこの問題についての対応をしておりますので、こういうことについて我々は十分承知をして、今後この問題に当たっていく必要があるのではないかと。

また、今回の住友セメントでの焼却の問題については木材だということですが、今後心配されるのは、その最深部のいろいろな、特に正体不明のものが焼かれると、そういう場合のやはり我々も事前の準備をしておく必要がある。そういう点では第三者機関の設立が必要ではないかと。こういうことをお尋ねをいたします。

またこの間、この当市においてもワイティの問題でいろいろ大きな問題がありましたが、市当局の御努力や、あるいは県の担当部署の努力によって、一定の成果を得て、現在とまっております。ただ聞き及びますと、瑞穂市のこの廃棄物については現状のままだというようなことでございますので、こういう問題も含めて現在の状況と、今後の展望についてお尋ねをいたします。

これが第1番目の質問であります。

第2番目の質問は、災害時の住民相互の自助活動が有効である、ということがこれまでの国だとか、あるいはいろいろな調査の結果でも出ております。というのは、やはり一番身近な隣の人がどういうふうにそれぞれの災害弱者だとか、あるいはその問題について対応するかということが、こうした最大の被害を少なくする一番大きな結果であったというふうに理解をしております。その点で、例えば今後予測される地震だとか、災害のハザードマップをつくって、こういうものを十分住民に周知をしてもらって、その中でやはりこの災害に対する備えをしておく必要がある、こんなふうに考えるわけであります。

先般、岐阜市で緊急にこの災害の問題でのシンポジウムがありました。私もそのことについて関心があったので、事務局の方からお願いをして、そのシンポジウムに行ってきましたが、そのシンポジウムで話されたことは、一つは幾ら防いでも災害は防ぎようがない。今の雨の降り方だとか、あるいは敷堤が古くなっておって、幾ら形の上で立派な堤防ができていても、結局はそこをしみ出してくる水だってあるんだ。新潟の結果はそれを示しておりますが、そうなった場合にどうするんだということをきちんと考えていく必要がある。その点でハザードマップをつくって、そして十分住民の知恵と、そして周知を図っていく必要があるんじゃないか、こういうことをお尋ねをするわけであります。

また、この災害の中で一番心配をされるのは、根尾山間部がどういう状態になるか。新潟の地震でも、山古志村の孤立状態については御承知のとおりであります。その場合に、一番問題になったのは通信という問題です。この点では、かねてから申し上げておりますように、アマチュア無線の活用というのも有効ではないか。先般、岐阜大学へ行きましたら、岐阜大学のキャンパスの中に大きなアマチュア無線のアンテナが立っておりました。また、高専にも同様のアンテナが建っております。非常災害時にこうした外部の、特にそれぞれについては専門的な手のかかる部分ですので、そういうところの相互協力を検討して、孤立を予想される根尾地域の通信、こういうものについて考えていってはどうかというお尋ねをするわけであります。

また、非常時の場合の日時がどのくらいになるかということもありますが、電源の問題が一番大きな問題ではないか。幾らいろいろな有効な情報手段や、そうした対応のシステムがあっても、電源がなければまるっきり役に立たない。しかも国の発表によると、その災害時に非常電源がつくってあるけれども利用の仕方がわからなかったという事例が報告をされているようです。そういう点ではその整備と、また、今建設中の本巣中学校には、かねて要望がしてあったように太陽光発電が取り入れられています。この説明については、通路の照明に使うということですが、こうした施設こそ、施設も耐震構造の一番最新の建物でありますし、またその太陽光発電ということでは非常

に違った系列のエネルギーを確保することができる。その点での活用を十分考えておいていただきたいと要望するとともに、現状をお尋ねしたいと思います。

そして、先ほどハザードマップの問題でお尋ねをいたしました。そうした住民の声を聞きながら、地震時の避難場所として、あるいは洪水時の避難場所として、現在の避難場所が適切かどうかということ、もう一度住民の声を突き合わせながら検討していく必要があると思いますが、その点についてお尋ねをいたします。

第3点は、もとバスの利用状況についてであります。

一般、関係の書類については、行政の方に送付をいたしましてお尋ねをしておるところですが、現在のもとバスの利用状況について、住民の期待するところは非常に大きいから、わざわざ何度か乗ってこういう調査がされました。その結果をかいつまんで言えば、例えばリバーサイドに利用する場合、またこの本庁に出向いていろんな手続をしたい、あるいは高齢者が病院に通いたい、こういう場合に利用できるかどうかというような問題でした。その内容について結論的に言えば、なかなか利用しにくいと。行ったきり、帰りはできないよというような状態ですので、この点の改善ということでお尋ねをしたいと思うわけです。

その点については、例えば曜日ごとに目的を特化した運行スケジュールをもって、例えば月曜日は病院の日だというふうにスケジュールを組むだとか、あるいはその他庁舎だとか商用施設の利用に特化したようなスケジュールに変えていくのも手ではないか。一般のバスの運行を見ておられます。平日のスケジュールと土・日のスケジュールは違ってあります。こういうことがいろんな法律的、あるいは規則等の関係で難しいかもしれませんが、検討してはどうか。

なおかつ、帰りについては、なかなか台数が少なく難しいということはもう承知をしておる問題ですので、そういう場合には他の交通機関、例えばタクシーの利用をすると、そういうものについては補助を設けるようなことで対応してはどうかということをお尋ねをしたいと思うのであります。

第4は織部遺産、勝手に名前をつけましたけれども、御承知のように本巢市は古田織部の生誕の地であります。そういうことで、道の駅にも織部の資料館がありますし、この庁舎の横にも民俗資料館があって展示をされております。ただ正直に申し上げますと、その展示内容を見ていても、どうもまだ織部というのがいまひとつ見ても浮かんでこない。これは道の駅に玉置保夫さんが新しい展示物を持ってこられたときの写真ですが、この写真と、それからこれは道の駅にあります茶を呈する場所の一部ですが、ここに置いてある織部の道具が決して古田織部が好んだものではないというふうに私は思います。どちらかと言えば千利休が好んだものが、それは当然今の茶道の流れの中で千利休、裏千家、表千家が主流を占めているという中で、そうならざるを得なかったとは思いますが、まだどうも道の駅にしても民俗資料館にしても不十分ではないか、そんなふうに思います。お尋ねをしたいのは、その点でもう少し今全国に散らばっている古田織部の遺産というものを、せめて記録するなりの形で我々は手に入れることができないかというようなことをお尋ねをするわけでありまして。

私はこの間、五つの県を回って、そして15ほどの美術館を回ってきました。そして電話などを入れると、大体12の県に対して調査を行いました。そうした結果、それぞれのところに400年前に失われた古田織部に関するいろいろなものが残っておりということが明らかになりました。これは御承知のように、古田織部が切腹をさせられた、そのもとは徳川家であり、徳川家康であったわけです。一つは徳川御三家の中にたくさん残っていました。お隣の名古屋にあります徳川美術館にも随分たくさんの古田織部に由来するものがありました。そして御三家にあるのと同時に、やはりこういうものの好きな人が見えて、金に糸目をつけずに買いました。財閥だとか、そういうところの美術館にたくさんある。そして、古田織部の友達のところにあった。これはわざわざ申し上げるまでもなく、結果として明らかになってきました。だから、そういうところをもう少し丹念に調べれば、今本巢にはほとんどない古田織部に由来する遺品というものがあるのではないかと。

最近では、佐賀県で名護屋城、同じ「ナゴヤ」という名前ですが、字は違いますが、秀吉が朝鮮侵略をしたときに本拠地にした城址があります。そこには織部屋敷というのが残っています。今それが発掘をされて、発掘調査の報告書が出ています。また、このことについて私が興味を持ったのは、古田織部の幼名は左介というんです、御承知だと思いますが、ただ、その左介のさの字が左という字なのか、猿飛佐助なのかということで、お尋ねを受けたことがあります。これは左なんです、実はにんべんについている佐介も結構流通している。大阪の茨木市に尋ねたら、茨木に住んでいたことがありまして、佐介屋敷という地名がまだ字として残っているそうです。ただそれは佐介だということで、これは愛きょうだと思いましたが、全国に散らばっているいろんな形の織部遺産というものを、もう少し我々は自分たちが住んでいる者としても、またそのことを一つ掲げている地域としても、責任を持ってやはり保存をしていく必要があるのではないかと考えていました。

県に行って、県にも織部の団体がありますので聞きましたけれども、そういう遺産というのははっきりわからない。それから、文化庁に対しても問い合わせをして文書でいただきましたけれども、織部の名前のついていない茶わんは四つだけ重要文化財で残っているだけで、少ないわけです。やはり本巢市がやるしかないなあとこのように思いました。

これは徳川美術館にある「三島」という茶わんですが、これははっきりした織部の由来は書いてありませんけれども、茶会期、お茶のやった行事の中ではこれが使われたというような記録が残っております。恐らくこれも古田織部に由来する茶わんだろうと思います。

ただ問題はこの茶わんですが、これは「猛虎」という名前で、阪神タイガースに関係のある野村美術館、野村財閥が持っている。当時の金で、今に換算すると1億円で買ったそうです。とても庶民の届く金ではないけれども、そんなふうに思いました。

先ほど茶室の写真をお見せしましたが、ここにある茶がまは利休好みじゃないかというふうに申し上げましたけれども、この徳川美術館にある「古芦屋姥口霰釜」という茶がまですが、これは織部が所有していたということがはっきりしています。1億円の茶わんはなかなか買えないけれど、こういう物の写しぐらい手に入れてはどうかなあということを提案をして、できたらその点での御

努力をいただきたい。やはり金はないから、金をかけずに汗をかいてでも、こうしたやはり地域の文化を守っていくということのお尋ねをしたいと思います。

同様の問題は、この当市には非常にたくさんの文化遺産があります。高木博士や、あるいは淡墨桜、そしてまた文楽、こうした問題についても同様の問題があるのではないかと。だから、そういうものについてなるべく市民の目に触れるようにして、そして関心をもらうと同時に、そうした市民の声を聞いていくような御努力をしていただきたいと思います。

また、住民のボランティアを組織して、もし要望があった場合にはいつでも説明できるような状態をつくってはどうか、こんなことをお尋ねをするわけであります。

県立の図書館に行きますと、入り口のところに20人だったか21人の部屋がつくってあって、その中には高木博士のいろんな展示物もあるようですが、そういう点で、本巢市としてはこうした四つ、あるいは根尾谷断層も含めたいろんな文化遺産をもっと市民にも、また外から来られる方にも十分知っていただくような対策をお願いしたいと思います。

最後に、北部の学校の少人数化の問題で、特にこれは外山小学校の問題ですが、複式学級にしなきゃならないようなことが懸念をされる、そういう場合の対策を、市としてお願いをしたいということでございます。

また、岐阜市との障害者の施設の利用について、現在、本巢地域は大垣圏域ということで、どうしても県立のこうした施設を利用せざるを得ない。先回の一般質問でも同僚の議員から質問があった問題ですが、この点について、例えば一部事務組合のような形で本巢市も応分のお金を出して一番近いところで利用できる、こういうような制度を考えてはどうか。

またこうした施設への通園の問題については、例えばもとバスの運行について考えていただいて、なるべく苦勞なしに通園できるような、あるいは通学できるようなことを御配慮いただけないか。こういうのが本日の一般質問の趣旨でございます。

漏れている問題についてはまた後ほどお尋ねするとして、以上が質問の要旨でございます。御質問に対する御回答を賜りますよう、お願いをいたします。

議長（白木 健君）

善商産業廃棄物問題等の住友大阪セメントの焼却について、市民環境部長の答弁を求めます。

市民環境部長（土川 隆君）

善商産業廃棄物問題等の住友大阪セメントの焼却についてということで、3点御質問をいただいておりますので、順次回答をさせていただきます。

まず一つ目の、住友大阪セメントでの焼却について、搬入物の履歴が不明であり、十分な監視体制が必要であるが、岐阜市の対応はどうなっていますかということでありますが、岐阜市の方に問い合わせいたしましたところ、搬入物の履歴についての全体公表は今のところ考えておらないということであります。住友大阪セメントへの搬入は木くずのみを依頼しているものでありまして、岐阜市の職員が毎日現地に行って、搬出の監視を行っているということでありました。また、本巢市においても、12月1日に住友大阪セメントへ出向きまして、抜き打ちの現地調査を実施いたしました。

た。木くずのみであることを確認した次第であります。

二つ目の、今後継続されるのであれば、本巢市、岐阜市との第三者機関の設立が必要ではないかということですが、岐阜市は埋立上部に堆積されております 1,500立方メートルの木くずのみを依頼されているものでありまして、その他について、いわゆる埋設してあります約50万立方メートルのものの処理につきましては、住友大阪セメントへの継続搬入は決まっていないということになります。今後、そのほかの分が本巢市へ搬入されるということにつきましては、基本的には受け入れに同意しない方針ではありますが、そうした動きがある場合には直ちに協議する場を設けて、あわせて議会等からの御意見を賜りまして慎重に対応してまいりたいと考えております。

3点目の、産業廃棄物に関して県の条例の内容強化とワイティの経過についてということですが、9月17日に県の廃棄物対策室へ出向きまして、本巢市の産業廃棄物問題の現状を説明し、県条例の内容強化について要望書を提出する旨をお願いいたしました。その後、11月29日に市長名で要望書を提出してあるということになります。

また、ワイティの経過につきましては、瑞穂市の廃棄物置き場は9月30日を期限として県から改善命令が出されておりますが、処理費がないということで延期申請が出されており、現在に至っております。県は、早急に処理するよう再三指導をされております。本巢市の法林寺や根尾地域については、県の不適正処理対策室から業者に対しまして搬入しないよう、強く指導がされております。

以上でございます。

議長（白木 健君）

次に、地震・洪水等のハザードマップ作成と非常時の情報体制について、総務部長、続いて産業建設部長の答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（溝口義弘君）

それでは御質問の、地震・洪水ハザードマップ作成と非常時の情報体制につきまして、4点にわたって御質問をいただいております。

まず第1点目の、地震・洪水ハザードマップの作成についてお答えをさせていただきます。

県内には約 100の活断層が確認されております。地震ハザードマップを作成することはこの 100の活断層ごとの被害を想定したハザードマップを作成することになり、膨大なデータ、あるいは期間及び費用を要することになります。県においても、現在 100の活断層中、被害が大きいと想定される四つの活断層、阿寺断層、跡津川断層、関ヶ原養老断層、高山大原断層、これが四つですけれども、この被害想定概要図を作成していると、そこでとどまっているということでございます。今後、県にも確認をいたしましたところ、これらの地震のハザードマップにつきましては作成は考えていないことを聞いておりますので、本市におきましてもやはり膨大な経費がかかるという中から、同様に考えてまいりたいというふうに考えております。

また、次に洪水ハザードマップにつきましては、御承知のように、本年度予算計上をさせていた

だいて作成する予定でしたが、国が今この補助金の概算要求をしているような状況でございますので、これを待ちましてこの制度を活用し、17年度には作成をし、広く住民に周知し徹底してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

それから第2点目の、通信体制、特にアマチュア無線の活用についてでございますけれども、これにつきましては、災害時にアマチュア無線は迅速に情報収集伝達ができる手段の一つと考えております。現在策定中の本巢市の地域防災計画におきましても、防災無線網の整備の中に、アマチュア無線クラブとの応援協定により協力を得て情報の収集、伝達を図るとしております。既に防災訓練等でもあれですけれども、協力をいただいております本巢市アマチュア無線クラブ同様、岐阜高专通信部、これもクラブになるんですけれども、協力を依頼し、情報収集、伝達に努めてまいりたいと考えておりますので御理解をいただきたいと思います。なお、岐阜大学につきましては、学務部の学生支援係に確認をさせていただきましたが、大学に無線クラブはないという回答でございましたので、お伝えしたいというふうに思います。いずれにいたしましても、市といたしましては、非常時に備え情報ネットワークの構築、関係機関及び住民団体との相互応援協定等により、多様な通信体制の確立を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

次に3点目の、非常時の非常用電源の整備についてでございます。

非常用電源につきましては、各庁舎におきましては無停電設備、これは電気が切れますとすぐ自動的につくわけですけれども、1時間から2時間もつ設備ですけれども、これがついております。それと発電機が常備されております。また、消防車等には発電機が備えつけられており、庁舎の電源確保、あるいは照明等、非常時に備えているところでございます。

県防災無線につきましても同様に、非常用電源として市町村ごとに専用の発電機が備えつけられております。先ほど、今回本巢中学校で太陽光発電を設置されるということで、あの施設の活用も考えてはという御提案がございましたが、実はあのような太陽光発電につきましては蓄電の設備がついておりませんので、やはりそういう蓄電の設備を持ったものでないとだめだということを確認をいたしております。その点もつけ加えさせていただきたいと思います。

それから4点目の、避難場所の再検討の必要についての御質問でございますけれども、避難場所は、現在、避難所が32カ所、それから一時避難場所が101カ所となっております。この指定の避難場所及び一時避難所につきましては、構造上、あるいは地理的状況、土砂災害危険区域図及び今後整備する洪水ハザードマップ等により総合的に判断し、避難場所等に適していない箇所については、本巢市地域防災計画において見直しを図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（白木 健君）

次に、もとバス運行の見直しと補強について、企画部長の答弁を求めます。

高橋企画部長。

企画部長（高橋武夫君）

それでは3番目の御質問の、もとバスの運行の見直しと補強についてということでお答えをさせ

ていただきます。この内容につきましては、3点ほどの質問でございますが、順次回答をさせていただきます。

御質問のもとバスの利用状況につきましては、10月1日から市の南部を2路線4系統で1日12本を運行しておりますが、利用状況等につきましては、10月1日から3日までの間につきましてはPR期間ということで無料の運行をいたしました。その結果、この3日間の乗車人員につきましては、東コース、西コース合わせまして632人、1日平均といたしましては210人という状況でございます。以下、数字がちょっと並びますので御理解をお願いしたいと思いますが、10月4日以降11月末までの58日間の通常運行区間の乗車人員につきましては、東コースとしまして467人、それから西コースで1,217人、合計いたしますと1,684人ということで、1日の平均に直しますと約30人の人が利用されたという状況でございます。

利用者の多いバス停につきまして少し触れさせていただきますが、東コースにおきましてはこの市役所本庁舎でございますが、ここからの乗車が171人、それから富有柿の里が56人、宝珠ハイツが49人、北方真桑駅が48人ということでございます。また西コースにおきましては、リバーサイドモールが275人、それからリオワールドが255人、市役所の本庁舎が232人、北方真桑駅が119人と、それから織部の里もとすが104人というふうな状況になっております。

議員の御指摘の、従来の循環バスからの後退はないかとの御質問でございます。これは9月まで運行しておりました旧本巢の南部地域でございますが、ササユリ号でございます。これの8月、9月の1ヵ月当たりの月平均乗車人員につきましては、98人ということでございましたが、もとバスの旧ササユリ号の南部線の区間の11月の乗車人員の実績につきましては101人というふうになっております。そんなようなことで、ある程度の充実は図られているというふうに思っております。

それともバスの増発でございますが、現在1便の運行時間は90分でございます、2両のバスでの増便は困難でございます。また、御提案の曜日ごとに目的を特化した運行スケジュールをということでございますが、通勤とか通学での利用者もあることや、もとバスの運行については既存バス路線と重複しない交通空白地帯での運行でございます、貸し切りバス事業者が道路運送法の21条の許可を得て運行する事業でございます、県のバス利用促進等総合対策事業に係ります補助を受けることから、曜日ごとに変わるコースやダイヤを設定することは難しいものというふうに考えております。

次に、タクシー等の補助制度を設けてはどうかということでございますが、自治体のタクシー補助制度につきましては、コミュニティーバスで補完できない山間地などでは導入されているデマンドタクシーなどがございますが、また、もとバスを利用している買い物帰りの利便性が悪いことなども直接聞いております。このため、このもとバスの運行の見直し等につきましては、今年度、コミュニティーバス実証実験調査を専門のコンサルに委託しておりまして、利用者への聞き取りの調査、またグループインタビュー等を実施いたしまして、コース、またバス停、ダイヤ等の改善策等を取りまとめていくとともに、市外への足となる既存バス路線の充実を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

いずれにいたしましても、運行してまだ2ヵ月ということですので十分な成果は出ていないと思っておりますが、今後、運行利用等につきましては、貴重な意見としてお聞きして、分析をしていきたいというふうに思っていますし、一人でも多くの市民の方が御利用していただくよう、運行体系の検討をしていくものでございますのでよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（白木 健君）

次に、本巢市内の文化の保護と登録・記録について、教育長の答弁を求めます。

高橋教育長。

教育長（高橋茂徳君）

まず、第1点目の御質問についてお答えします。

今年度、議員の御指導もあり、仙台市博物館所蔵の「古田織部書状伊達正宗宛」を借用し、写真におさめ保存整備をいたしました。今後におきましても、織部に関する事業として徳川美術館等の工芸品、例えば織部焼茶わんの写真や、古文書の写し等の資料収集及び専門図書を取りそろえるなどに努めてまいります。

2点目の御質問についてお答えします。

現在、淡墨桜、高木博士、真桑文楽につきましては、岐阜県図書館のマルチメディア平成の風土記岐阜や地域振興情報ライブラリーに資料を提供し、それぞれのホームページで見ることができます。本来は、市のホームページにそれらのものを紹介していくことが基本であると考えております。今後、教育委員会といたしましては、ホームページ作成に当たり、文化財資料等を提供しPRを図っていきたいと考えております。

3点目の御質問にお答えします。

本巢市としましては文化遺産の整備に対する住民のボランティア組織はありませんが、糸貫民俗資料館及び赤彩古墳の館の管理業務を、民俗資料館説明ボランティアをお願いをしています。会員は資料館整理等に携わっていただいた皆さん方で組織されており、説明案内のほか、資料館周辺の清掃等をしていただいております。また、旧本巢地域におきまして、天然記念物等の文化財の巡視をボランティアで実施していただいたことも伺っております。今後、さらに一層、資料の展示や整備できる人材の育成やボランティアの組織化に努めてまいりたいと考えております。

議長（白木 健君）

次に、北部学校の少数化と障害者の入所・通園について、市長及び教育長の答弁を求めます。

市長。

市長（内藤正行君）

外山小学校の少人数化ということについての御質問でございます。

外山小学校の生徒数は現在57名で、複式学級を1教室持っております。去る10月下旬に外山地域七つの自治会長さんと私との懇談会を持たせていただいたんですが、その折に、自治会長さん側からは、小学校の複式学級がさらにふえていくんじゃないか、あるいはしまいには廃校になるんじゃないかと心配されています。

ないかといったことで強い懸念の意向が示されたわけでございます。地域の方々としては、当然学校があってほしいという気持ちをお持ちでございますので、私どもとしましてもそうしたことに対処していかなくやいかんなど、このように思っております。

少人数化に歯どめをかける策といたしましては、まずは若い世代の方に地域に住んでいただくことが先決ではないかと、このように思っております。その若い方々が住んでいただくということになりますと、やはり職場というものが大事でございます。通勤できる範囲内に職場を確保することも大事でございます。今回、前々から出ております二つの工場跡地が開発されるということでございますので、これを機会に、若い方に、外へ出ていらっしゃる方にUターンをしていただくと。これは根尾地域を含めても同様でございますが、そういう動きになってほしいなど、このように思っております。

また、自然環境の良好な山間地で住みたいという方も、私なんかは山の出身ですからそういう気持ちはありますが、そういう方もいらっしゃると思いますので、外山には市営住宅がありまして、今1戸空き家になっていますが、そういったところへの入居とか、民家の空き家もあるということでございますので、そういったところの活性をというようなことで居住促進をしていくべきではないかと、このように思っております。

ちなみに、まだ確定の話ではありませんが、安部工業所におかれましては糸貫の工場が移転しますけれども、今までよりは20名の雇用を増加していきたい、このように言われておりますし、また商業開発の都築紡の跡地については約3,000人の雇用を考えていると。全部地元ではありませんが大半が地元でありまして、それだけの人数が確保できるか、ちょっと心配をしているという開発業者の話もございます。こうした進出工場等と十分連携をとりながら、職の確保もしていくべきではないかと。そうしたことが少子化に歯どめをかけることになるのではないかと、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（白木 健君）

障害者の入所・通園について、高橋教育長から答弁を求めます。

教育長（高橋茂徳君）

2点目の御質問にお答えします。

本巣市内から岐阜市立岐阜養護学校への進学を希望する子がいます。しかし、岐阜市に在住する児童・生徒の入学希望者だけでいっぱいになることがあります。岐阜市以外の在住者には、定員にあきがあるときに入学が許可されることになっています。

岐阜市立岐阜養護学校を一部事務組合立とすることにつきましては、率直に申し上げまして大変難しいことだと考えております。それは、岐阜市立岐阜養護学校は平成16年1月に岐阜市小西郷地内に改築し、移転が完了したばかりでございます。現在では立派な校舎や設備、施設が整っておりますので、広域事業としていくことは困難と考えます。

三つ目の御質問についてお答えします。

現在、本巣市に在住する児童・生徒のうち、県立大垣養護学校、岐阜市立岐阜養護学校、県立長

良養護学校など、五つの学校に12名が就学しております。本巢市には、もとバスや行政バスなど市の交通機関がありますが、これら五つの学校まで毎日運行させることは極めて困難だと考えますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（白木 健君）

ちょうどお昼になってしまいましたので、川村議員、しにくいだろうと思いますが、再質問は午後をお願いしたいと、こんなことを思っております。御了解を賜りたいと思います。

ここで暫時休憩をいたします。

午後0時02分 休憩

---

午後1時15分 再開

議長（白木 健君）

それでは、休憩前に引き続いて会議を開きます。

川村議員、再質問をお願いします。

47番（川村高司君）

それでは、食事をしましたらおなかが膨れまして、もうそれで十分なような気にもなりましたが、せっかく議長が区切っていただいて、時間いっぱいやれということかと思いましたが、大体御答弁いただきましたので、あとはほんのわずかの追加をさせていただきますが、一つは先ほどの2番目の答弁の中で地震の問題についての御答弁がありましたが、確かに費用的にはかかるということで、目いっぱい、そういうハザードマップについては難しいということであっても、やはり当然、例えばがけ崩れだとか、いろんな共通するような項目のハザードマップというのは、地震に限らず水害時でも同じような問題が起こると思いますので、それも含めてこのハザードマップの作成の中で、地震等の問題についての危険箇所の指示だとか、そういう方法があると思いますので、その辺を含めて御検討願えるといいかと思しますので、この点はもう一度お尋ねをいたします。

それから3番目のもとバスのところで、特にトミダヤ等の利用しておられた方が、なかなかしにくということで、その点でのもう少し改善が図れないかということをお尋ねしたいと思います。

それから、織部遺産の問題で御回答いただきましたので、その点で進めていただきたいと思いますが、せっかく用意してきましたので、時間がありますので。

一つは、これも織部が使っておったという水差しなんです、関東大震災のときに焼けました。したがって、それに添状があったんですが、その添状については燃えてしまってこれだけが残ったということで、やはりこの織部遺産の記録という問題について、本巢市の責任としてもやる必要があるのではないかということで、再度決意のほどをお願いしたいと思います。

私は、どういう形の方法があるかなあと自分で自分なりにある程度の問題を立てて、自分なりでどんなことができるんだろうかということで試してみました。この左側にあるのは国立博物館にある国宝の「卯花塙」という志野茶碗です。こちらが長次郎という、特に利休が好んだ形の茶碗です。ちょうど、国立博物館に対照的なものがあって、その関係の本の中でちょうどページを開いて

ありました。こういうものが一体手に入るのかなあと、もちろん国宝ですので。私なりに集めてきましたので、ちょっと見ていただきたいと。せっかく持ってきましたので。

質問の趣旨は足りましたので結構なんですが、これは長次郎によく似た茶碗ということで、自分なりに手に入れてきました。それから、国宝に近いということで、あんまりお見せしたくないんですが、せっかくですので、これです。1億もしないです、小遣い程度で。ただ、ちょっとこれは、大きさは13センチで、国宝は11.3ということで、ちょっと大振りです。それから、ちょうどこの長次郎によく似ているのは、ちょうど同じぐらいの大きさ。特に岐阜の幸いなことは、地元にも多治見という大きな陶器の産地があるし、そういうところにこういう写しをつくっておられる方がいっぱいあると思いますので、そういう力をかりれば、今言ったことは、ただ単に写真だけではなく、実物を手に入れることが、模造品ですが、できるのではないかと。大学へ行ってその話をしておりましたら、工学部でバーチャルリアリティーの授業をやっている。要するに実体視のできる、そういうものも使ったらというようなアドバイスもいただきました。そういう点で、いろんな再現や記録の方法があると思いますので、ぜひ御検討をいただきたい。この話を県の美術館に行って、古川さんという、ちょうど織部のことを専門にやっておられた学芸部長だった方が、今館長ですが、大変おもしろいので、やっぱり時間をかけてゆっくりやってほしいと。お金はやはり限られていると思いますので、1億円なんていう話はしていません。本当に極わずかな予算でできると思いますのでその点と、今言った岐阜大学にも徳川美術館のことをやっておられる松田先生という方がおられますので、そういう、いわゆる専門の方の力をおかりしてできないかということをお尋ねをしたいと思います。

それから最後になりますが、5番目の複式学級の問題。この点には市長から御答弁をいただきましたので、その点での回避ということをぜひ御努力いただくと同時に、障害者の問題については、今の県のシステムの中でやはり岐阜市の施設を頼るということは大きいと思いますので、その辺の話をぜひ市長トップ会談でしておいていただいて、どんな場合でも対処できるようなことを、今後道を開いていただきたい。御答弁いただくとありがたいと思います。

以上で再質問を終わります。ありがとうございました。

議長（白木 健君）

ハザードマップについて、総務部長から答弁をいただきます。

総務部長（溝口義弘君）

ただいま御質問いただきました、ほかとの共通する部分でということで、急傾斜地の崩壊危険箇所、あるいは土石流の危険渓流、そういうものとあわせながら考えてはどうかと、検討してはどうかという御意見でございましたので、その点については今後検討してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長（白木 健君）

続いて、もとバスの利用について、高橋企画部長から答弁をいただきます。

企画部長（高橋武夫君）

トミダヤの利用がしにくいという御質問でございます。

いろいろ調べたわけでございます。前からもお聞きしておりますので、調査をいたしておりましたが、これは従前、南部の地域を回っておりましたササユリ号の絡みがございます。これがくまなく、時間的に短く回っておりまして、トミダヤに行かれまして30分、1時間以内で帰りのバスが来るというように便利なふうになっておりました。

今回、これを廃止しまして、もとバスで現在運行しておりますが、これにつきましては、旧本巣地域の東部地域の方の件だということに承知しておりますが、トミダヤへ行かれまして買い物をして2時間から2時間半ぐらいたの間があるということで、ちょっと時間本数がないということをお願いしております。これを全部解消するということは非常に難しいということではございますが、現在、時刻表とか系統図関係については、実証実験ということで今年度いっぱいかかっている調査していくものでございまして、その中で一度最大限の調整をしていきたいというふうに考えておりますので、便利になるかどうかはまだこれからの調査の段階ですが、御理解の方をお願いしたいと思います。

議長（白木 健君）

織部遺産について、高橋教育長、答弁を願います。

教育長（高橋茂徳君）

議員、御造詣の深いところでいろいろと御指摘をいただきましたように、多治見市とか、あるいは土岐市の教育委員会とも緊密な連携のもとに、さらに一層の充実を図っていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（白木 健君）

障害者施設利用について、内藤市長から答弁をいただきます。

市長（内藤正行君）

障害者の施設対応につきまして、私ども本巣市は県立大垣養護学校、こういうことに基本的になっています。そうした中で、近いのはやはり岐阜市立の養護学校ということでございます。空きがあるときには入れていただくということになっておりますので、私としましては、そういう対応をしていただけるように、岐阜市長に頼み込まないかんということでございます。

日ごろ、近隣の市町とはいろんなつながりの中で、協力関係を保っていかないといかんというふうに思っています。したがって、特に私ども首長はお互いに仲よくしていかないと、このように思っている次第でございます。

先日の大阪住友セメントの申し込みについては、岐阜市から何の話もなかったということで強く申し入れをしまして、その後、会うたびに、あのときは申しわけなかったと、低姿勢で私にも市長が言っていただく。そういうことで、いい関係にさせていただいておるなあと思っております。今度、この養護学校につきましては、逆に私の方から低い姿勢でひとつよろしく頼むという形をお願いせないかんということがあります。

今後とも、岐阜市に対しましてもそのような形で申し込みをしていかないとしますので、

よろしくお願いたします。

〔47番議員挙手〕

議長（白木 健君）

47番 川村君。

47番（川村高司君）

どうもありがとうございました。

茶碗を持っていくことで、一番大事なことを聞き落とししましたので、最後に一つだけ。

今の1番目で申し上げました住友セメントの焼却の問題で少し気になることで、きのうの新聞で、いわゆる焼却灰というか、そういうものの埋め立てがあるということで岐阜市の市議会で一般質問があって、中断をされていると。

今、ちょうど手元に持っております循環資源研究所所長の村田徳治さんという方が書いておられるこの最近の雑誌の中で、一つは先ほどの部長の答弁の中で、将来はなるべく受けないようにしていきたいという決意があったんで、できることならそういうふうをお願いをしたいと思います、もしもの場合の中で、一つ、水銀の問題で、例えば濃度が低い場合は、現在の集じん機では捕集できないというような指摘があります。

それから、例えば野焼きをした電線の廃銅の中にはやはりダイオキシンの心配があるということで、東京都でそういう土地を買って8億円近い出費をしているというような指摘があって、今後、先般の、きのうの市議会の新聞についてあるように、ダイオキシンの問題、あるいは水銀の問題について、現在の善商の問題は全く未知数だ、何があるかわからないということで、できるなら、先ほどの答弁のように受け入れないでいただきたい。もしという場合なら、先ほどの答弁があったようにきちとした第三者機関でお願いをしたいということで、もう一度お尋ねして質問を終わります。

議長（白木 健君）

住友大阪セメントの焼却について、市民環境部長の方から答弁をいただきます。

市民環境部長。

市民環境部長（土川 隆君）

再度のお尋ねであります、先ほど回答させていただいたとおりでありまして、今回は木くずのみということでありまして、受け入れておるわけでございますが、地下に埋設されておりますおよそ50数万立方メートルのものにつきましては、先日、岐阜市からの使用点検がございまして、いろんなものが含まれているということでありますので、それを無条件に本巣市の方の受け入れについては困るということであります。市民感情もありますし、さきの環境福祉委員会におきまして、どうして岐阜市で処理せずに本巣市の方へ搬入してくるんだといった厳しい御意見もございましたので、今後、搬入の動きがあれば、協議の場を設けまして、十分慎重に対応してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

47番（川村高司君）

ありがとうございました。

議長（白木 健君）

続きまして、17番 瀬川治男君の発言を許します。

17番（瀬川治男君）

お許しをいただきましたので、二つの点についてお尋ねをいたします。

前の議員から全く同じような質問も出ておりますので、重複しておりますところもございますが、答弁の方で考えていきたいと思えます。

ことは、全国的にさまざまな災害が多数発生いたしました。中でも新潟県中越地震ではさまざまな問題が出てまいりました。

その一つには、新潟県下19の市町村で、県の防災無線が一時不通になっていたことであります。市町村側は「装置に、停電に備える非常用電源がなかったケースが多かった。中には、揺れで故障していた」ということでございます。地震では、道路の寸断や携帯電話のダウンで孤立し、状況確認が大幅におくれる地域が続出した。そのことによる住民の心労を思うと、本市においてこのようなことのないよう万全な体制でありたいと思えます。市としての体制はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

次に、地震による火災の発生が考えられるが、消火栓の設備についてお尋ねをいたします。

市内には消火栓が網羅されており、一応は体制ができていられるが、中には上水もいまだになく、もちろん消火栓のないところがあります。貯水槽で補っている地域もあると思われませんが、市民の公平性の観点からも、給水並びに消火栓の設置をお願いしたい。幸い下水道工事も進みつつありますので、関連するところからでも実施できないでしょうか。

次に、各地区に消火用のホース並びに筒先が設置されております。過去には、真正地区では、保管庫と中身については班あるいは隣近所で装備をいたしました。ところが最近、市になりましてから、その保管庫に「本巢市」とはっきりと書かれました。市として、この保管庫と中身をどのような扱いにされているのか、お尋ねをいたします。

次に2番目ですが、日ごろ使われている障害者という言葉の「害」には、損なう、妨げの意味があり違和感があるとし、障害者の人権を一層尊重するため、また障害を個性として認め合おうという運動が各地において出ております。障害という「害」の字を平仮名の「がい」という表記を使用しております。市としてのお考えをお聞かせ願いたいと思えます。以上でございます。

議長（白木 健君）

防災について、総務部長の答弁を求めます。溝口部長。

総務部長（溝口義弘君）

ただいま防災について2点にわたって御質問いただきました。

まず第1点目の県の防災無線の非常用電源でございますが、先ほど川村議員にもお答えいたしましたとおり、岐阜県の防災無線は、非常用電源として市町村ごとに専用の発電機を常備しております。

また、情報収集・伝達手段を確保するため、市の防災無線の整備、情報ネットワークの構築を図り、関係機関との相互応援協定及び民間団体等の協力を賜りまして、情報収集・伝達の手段の確立に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

第2点目の件の消火栓についてでございますが、現在、市内には1,705カ所に消火栓が設置されております。消火栓の設置は、上水道事業及び簡水の事業実施区域におきましては、その都度、規定数をこの事業で設置しておるところでございます。また、その他の区域におきましては、自治会からの要望によりまして、予算の範囲内において毎年設置するよう計画をしているところであります。消火栓だけが防火水利ではなく、防火水槽、防火井戸等にそれらの設置状況を勘察し、必要と判断される箇所には設置してまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思ます。

また、消火栓ボックス及びホース、あるいは筒先の設置でございますけれども、これにつきましては、合併前は旧町村ごとによりまして、先ほどお話がありましたように、それぞれ自治会にお願いをしておったり、あるいは行政で直接つくっていたと。設置方法がそれぞれ異なっておりましたが、合併の調整によりまして、今後はすべて市で設置することにしております。

なお、管理面につきましても、今後は地元で設置された部分も含めまして、すべて市の方で管理をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。以上です。

議長（白木 健君）

次に、漢字の「障害者」を「障がい者」にすることについて、健康福祉部長の答弁を求めます。

中村部長。

健康福祉部長（中村 節君）

「障害者」を「障がい者」、障害の「害」を平仮名についての御質問にお答えを申し上げます。

障害者の字句の中に「害」の言葉がありますが、「害」という事葉は、辞典によりますと妨げや災いという意味でございます。人権教育が強く叫ばれる昨今、この用語につきましては検討することが必要だと考えております。

各地の動向を注視いたしますと、平仮名の「がい」の使用が多々見受けられております。市といたしましては、国・県等の補助金や要綱等については、指示のあるまで現在のままでいきたいと思っております。皆様方への表示、呼びかけ等につきましては、個人を認め合うという意味から、順次平仮名に変えていく所存でございます。

障がいのある方もない方も、地域の中で認め合い、助け合い、触れ合って過ごせるまちづくりに努めてまいりますので、御理解をいただきたいと思ます。以上でございます。

〔17番議員挙手〕

議長（白木 健君）

瀬川議員。

17番（瀬川治男君）

総務部長に御返答いただきまして、ありがとうございました。

何%かの補助をという願いをしようと思いましたが、全く市で全部持ってやるというお話でございますので、まことに財政厳しい折、感謝申し上げますとともに、写真で見せておりますようかなりボックスも傷んでおりますので、お金もないことですが、できるだけ早く要望にこたえていただいて、数たくさん出てくると思っていますので、願いをしていきたいと思えます。

それから、消火栓が全然ないところがあると思えますので、一遍調べていただいて、下水道が進むところであれば同じような地域でまとめて、そういったことも勘案していただいて、防災に寄与できるようにお願いをしていきたいと思えますので、お願いをしたいと思えます。

それから、健康福祉部長の御答弁でありましたように、前向きに考えていくというお話で大変喜んでおります。地域の方からこんな事業が出ましたので、できれば早く直していただきたい。福島あたりでは、公文書に障害の「害」を平仮名にするというような表記を決めておられるところもございまして、ぜひとも早くお願いをしていきたいというふうにお願いをして、終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（白木 健君）

続きまして、5番 国井 博君の発言を許します。

5番（国井 博君）

ただいま議長のお許しを得ましたので、一般質問の通告書にしたがいまして、3点質問させていただきます。

まず1点目は、ハリヨの保護対策と管理体制であります。

全国で、岐阜県と滋賀県のみで生息するハリヨは、岐阜県においては希少野生動物に指定されております。岐阜県では、4カ所が保護区に指定されております。

本巣市においては多数生息していることが確認されていますが、何ら保護対策もされておられません。今後の保護対策と管理体制をお伺いします。

2点目が、カワウ、アオサギによる被害対策の取り組みであります。

まず、冒頭に写真をお見せしたいと思えますが、カワウが産卵のアユを食べているところがございます。これ、根尾川の座倉地内というところですね。このようにたくさん産卵しておるアユを食べてしまうわけでございます。

近年、カワウが根尾川に多く飛来し、特にアユ、アマゴ等放流魚が食べられ、漁業者の間で問題視されております。ウは、1日に1羽が500グラム食べるそうです。従来から根尾川に生息しているウグイ、オイカワ、ヨシノボリ等も食害に遭い、絶滅の危機に瀕しています。先日も、近所の中学生が川に魚釣りに行き、「おじさん、一匹も釣れなかったよ。何もいなかったよ」と言っていました。私たちの小学生のころは、カワウ、アオサギもいなくて、川にはいろんな魚が泳ぎ、川を見ているだけで心のいやしになったのは私だけでしょうか。

平成16年の11月27日に岐阜県主催の「人とカワウの共生を目指して」というカワウシンポジウムが行われました。この中で、琵琶湖の繁殖コロニーでは、ふん尿によって樹木が仮死状態になっている報告もありました。

アオサギは、根尾地区の門脇・大井地内にねぐらがあり、地元では御神木が枯れるのではないかとロケット銃で追い払いをしています。ふん尿により樹木が枯れたりトタン屋根が腐ったり、水田ではオタマジャクシをとるために水田に入り稲を踏むため、被害が出ております。カワウ、アオサギの被害は、漁業組合の死活問題にとどまらず、根尾川の生態系をも変えております。市の被害対策の取り組みをお伺いします。

3点目でございますが、土砂災害警戒区域の指定状況と、東南海・南海地震、東海地震の認定であります。

台風23号、また新潟中越地震で被災された方々には、心よりお見舞い申し上げるところでございます。

国より、都道府県に土砂災害警戒区域の指定区域を見直すとの通達があったことを、16年の11月15日の新聞報道で知りましたが、指定状況はどうなっていますか。また前に、これはことしの3月の定例会ですが、一般質問させていただいた折に、東南海・南海地震、東海地震の根尾地区の再認定はその後どうなったかお伺いします。

以上3点でございます。

議長（白木 健君）

ハリヨの保護対策と管理対策について、市民環境部長の答弁を求めます。はい、土川君。

市民環境部長（土川 隆君）

ハリヨの保護対策と管理対策についての御質問にお答えいたします。

本巢市外山から神海にかけて流れている明谷川の流域には、岐阜県の希少野生生物に指定されているハリヨが生息しています。ハリヨは、水温の安定したきれいな水の中にしかすめない魚で、湧き水のあるところやその周辺にしか生息していません。

このハリヨに関する御質問ですが、ことしの5月に根尾川筋漁業協同組合から、湯ノ古公園から明谷川を経て根尾川までの区間約3キロメートルを県の保護区に指定申請したい旨、相談がありました。市でも地域への影響も考慮し慎重に検討した結果、6月1日に本巢市助役を初め生活環境課長、根尾川漁業協同組合長ほか2名で、県の自然環境森林室へハリヨ保護区指定の要望書を提出しました。7月27日には、地元自治会である神海と川内の町内会長へ概要の説明をして、自治会の要望等を聞き、翌28日には根尾川筋漁業協同組合長を訪ね、自治会の要望等も考慮し、ハリヨ保護区の役割分担について打ち合わせをしてきました。内容につきましては、明谷川の固体生息状況、密漁の監視、魚食性外来魚の除去は根尾川筋漁業協同組合が行い、湯ノ古公園、新井水湖の管理は市で行い、普及啓発活動は双方で行うということであります。ただ、湯ノ古公園の管理については、地元の自治会である川内自治会に委託しております。8月10日には、県の自然環境森林室も含め3者での役割分担等を打ち合わせ、周辺農地への影響を考え、区域を湯ノ古公園から新井水湖までとし、役割分担では新たに県が保護区内での行為の規制、PRをすることになりました。9月8日に、県から市に対してハリヨ保護区の指定についての意見の照会があり、9月28日に異議のない旨の回答書を提出しました。これにより、県では11月29日の岐阜県自然環境保全審議会で審議されま

した。関係者による要望のかいあって、来年3月には保護区の指定告示がされる予定となっております。

以上のとおり、今後は適切にハリヨの保護対策等に努めてまいります。

議長（白木 健君）

次に、カワウ、アオサギによる被害対策の取り組みについて、産業建設部長の答弁を求めます。

産業建設部長（服部次男君）

それでは、御質問の2番目のカワウ、アオサギによる被害対策の取り組みについて答弁をさせていただきます。

根尾川のカワウは、かつては天然のアユの遡上に従って飛来してきたものでした。しかし、近年においては年々数が多くなり、絶えず飛来してきており、深刻な状況と理解しております。

ことし、漁業協同組合において、3月から10月までの間に銃器によるカワウの有害捕獲が6回実施されました。捕獲数は合計で292羽と聞いております。アオサギ、シロサギ、ゴイサギについては、漁協では今のところ有害捕獲の対象といたしておりませんが、今後実施する方向で検討されております。

漁業協同組合での対応をお伝えしましたが、当面はカワウ、サギによる漁業被害対策については、漁業協同組合の事業活動の中で対応していただきたいと考えております。

また、アオサギの農業被害対策については、スズメ等と同様に、基本的には農業者自らによる鳥類対策として糸張り等の対応をしていただきたいと考えております。そのような農業者の対応がなされた中で、その状況によりどうしても有害捕獲の必要があれば検討していきたいと考えております。

なお、建物等のふんによる被害については、現になされておりますロケット弾による追い払い、糸張り、防護網等による対処が基本的な方法であります。有害捕獲実施の理由には乏しいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

議長（白木 健君）

次に、土砂災害警戒区域の指定状況について、産業建設部長、並びに東南海・南海地震、東海地震の再認定について、総務部長の答弁を求めます。

産業建設部長（服部次男君）

それでは、私の方から、土砂災害警戒区域の指定状況について答弁をさせていただきます。

土砂災害とは、大雨や地震などが引き金となって山やがけが崩れたりして、水とまじり合った土や石が川から流れ出し、火山の噴火などによってとうとい命や財産が脅かされる自然災害でございます。主なものとして、土石流災害、がけ崩れ災害、地すべり災害などがあります。

現在、本巢市内で土石流危険渓流は、本巢地域41カ所、糸貫地域5カ所、根尾地域46カ所、急傾斜地崩壊危険箇所は、本巢地域69カ所、糸貫地域3カ所、根尾地域110カ所の計274カ所となっております。御質問の土砂災害警戒区域の指定は、現在、静岡、広島両県の213カ所しかなく、県においては、今後、土砂災害防止法に基づく基礎調査を随時進められます。

本市では、新たに土砂災害危険区域図が完成しましたので、早急に配布し啓蒙を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（白木 健君）

総務部長。

総務部長（溝口義弘君）

それでは、御質問の東南海・南海地震、東海地震の再認定についての答弁をさせていただきます。

現在、岐阜県では中津川市が東海地震を対象とした大規模地震対策措置法による地震防災対策強化地域に指定されております。東南海・南海地震を対象とした、東南海・南海地震に係る地震防災対策推進に関する特別措置法の防災対策推進地域に、62の市町村が指定が現在されているところでございます。本市におきましては、根尾地域以外はこの指定を受けているところでございますけれども、根尾につきましては、過日、7月の29日ですけれども、県の防災局より防災推進地域内市町村と指定外市町村が合併する場合の意向調査がございまして、新市全域を推進指定地域とする意向を伝えましたところ、次回の中央防災会議にお諮りいただけるとの回答をいただいておりますので、市全域が推進地域の指定を受けられると思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

なお、次回の中央防災会議の日程についてはまだ未定と聞いておりますが、そこでお諮りされるということになっておりますので、よろしく申し上げます。

〔5番議員挙手〕

議長（白木 健君）

はい、国井君。

5番（国井 博君）

まず1点目の件ですけど、保護区に指定して看板等を立てると、そこにハリヨがいるということをお教えるようなものですから、今後、管理には関係機関と連絡を密にして対策をとってもらいたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それから、2番目のウとアオサギの被害ですけど、本巣市にとっても根尾川というのは大変大きな役割を担っていると思っておりますので、ぜひとも根尾川は昔のような、これは漁業組合だけの問題にとどまらず、固体調整を図るためにも特区にして規制緩和をしてはどうかというようなことも思っておりますが、その辺も含めていかがでしょうか。

3番目の土砂災害につきましては、また今度の中央防災会議の指定されることを願っております。

議長（白木 健君）

産業建設部長、答弁をお願いします。

産業建設部長（服部次男君）

ウの問題でございますけれども、現状を見ますと、先ほど写真にございましたように根尾川

筋では特に根尾川大橋、また揖斐川との合流点にカワウが飛来してくると。それは、川の中に木があったり、近くに鉄塔があったりというところに巣があるというふうに聞いてございます。河川中の問題については県との関係もございますので、そういったことも話し合いながら対応するというふうになってございます。当面は、先ほど申し上げましたように、漁業組合による対応をお願いしたいというふうに考えております。

議長（白木 健君）

よろしいか。

5番（国井 博君）

はい、結構です。

議長（白木 健君）

続きまして、議席番号16番 若原敏郎君の発言を許します。

16番（若原敏郎君）

2点通告してありますので、順次質問をさせていただきます。

最初に、都築紡績工場跡地の利用問題についてでございます。

都築紡績の跡地3万4,000坪が不動産関連業者大和システムと福田組に落札され、商業施設として開業を計画しております。民間企業が営業するのに市が阻止することはできないと、先日説明がありました。9月の初めに執行部と議会側で、当地は国道157号線も常時渋滞し道路事情が悪いため、近郊の住民に不満が出るとの理由から工場誘致の方針でいくとのことでした。本市内は、人口密度もあまり高くないところに既に大規模商業施設があり、競合激化は必至です。そこで、開発協議等で業者側の方針の変更をさせられないかというお尋ねをいたします。

また、11月の全員協議会では、本巢市の購入する2万坪の購入費用を合併支援交付金で充てるとの説明でございましたが、この費用の7億円の交付金は、旧3町1村全体に対して支給されるものでございますから、購入用途が、この前の御説明のように旧糸貫町の下水処理場、廃棄物のストックヤード、幼稚園統合施設等の計画の継続では、旧糸貫町以外の住民に対してどのように説明をされるのかお聞きしたいと思います。

また、この施設が仮に商業施設としてオープンして、その後、隣接して下水処理場、廃棄物ストックヤードの建設を進めるとなると、何年かした後は、企業側は当然そういうものは建ててもらっては困るよという阻止の方向で来るのは必至だと私は思います。幼稚園も、不特定多数の集まる騒音の多い隣接地には不向きだと今では考えております。

以上のことから、都築紡績跡地において、執行部側の今後の施策に対し非常に疑問を持ちました。今後の方向性もあわせてお尋ねしたいと思います。

続きまして、介護予防サービスについてでございますが、介護保険の給付費が2004年度予算で6兆1,000億円、厚生労働省の試算によると2012年から14年度の平均で年間10兆6,000億円まで膨張すると新聞で見ました。給付の効率化や高齢者の健康増進を徹底しても、8兆7,000億円に抑えるのがやっとという切迫した状況だそうです。

2005年の介護保険制度見直しは、保険料徴収の年齢の引き下げとサービス利用者の拡大は見送られ、中心は、要介護度が軽い高齢者や近いうちに介護が必要になりそうな人への介護予防サービスの導入や、特別養護老人ホームなどの入居者に、原則として食費や居住費を負担してもらって給付抑制策です。高齢者に筋力向上トレーニングや栄養状況の改善を指導することで痴呆や寝たきりになるのを防ぎ、膨らむ介護給付費を抑えるのが厚生省の今後のねらいだということです。

各地で、高齢者の生活機能の維持・増進のため事業が始まりつつありますが、そこで、本市についてお尋ねをいたします。

現在、どのような事業を進めておられますか。また、今後の介護予防について、どのように推進されていくつもりですか。本市でも、今後は多分に漏れず高齢化率の進む中、これは緊急の課題だと思いますので、御質問させていただきました。

議長（白木 健君）

都築紡績工場跡地の利用問題について、内藤市長の答弁を求めます。

市長（内藤正行君）

第1点の、開発企業者への事業内容の転換要請ができないかというお尋ねでございます。

この点につきましては、当初、大和システム・福田組共同企業体がUFJ信託銀行から第1優先交渉権者に選ばれたと。要するに入札の一番札を取ったということで、本市にあいさつに来庁されておりまして、このときに、大型商業施設を計画し、入札をしたんだというお話でございました。

本市としましては、UFJ信託銀行が行われた入札の要領の中に、本業市としては本物件、本物件というのは都築紡の跡地のことですが、本物件に工場の進出を希望していると、このような条件を明記させてまいりました。商業施設ではなく工場としての活用を希望してほしい旨、来庁された折にも再三強く要望をまいりました。これらのいきさつについては、既に何回も議員の皆様方にお話をさせていただいているところでございます。

また、以後の調整においても、商業施設については現状の道路状況と本市を取り巻く既存の大型商業施設の立地等もありますので、競合するということで無理であると、これも申し上げてまいっております。歓迎できないということを基本に話をまいりました。土地購入者であります大和システム・福田組の共同企業体が、進出についての方針を転換するという意思がまずほとんど見られなかったわけでございます。

大規模小売店舗法とか、都市計画法の特別用途区域の制度から見まして、これ以上阻止しようとして市が動いた場合には、訴訟に持ち込まれる可能性がある、それでもいいかということで、国とか県の関係機関から指導がありました。まず勝てないということで指導があったわけでございます。その辺のところを十分踏まえて対処すべきであるよという指導をいただいておりますので、私もこれ以上の阻止はできないという判断に至ったわけでございます。

また、2万坪の土地購入費用の合併支援交付金で購入を予定をしているが、交付金は旧市町村平等に考えるものであり、考えるというのが使うものであるという考えでしょうね。今回、糸貫以外の住民にどう説明するのかとの御質問でございますが、支援交付金の交付対象事業は、市が建設計

画に基づいて行う事業であります。旧市町村に平等に使えるということでもございません。また、金に色がついているわけではございませんので、交付金であろうと補助金であろうと起債であろうと、同じものを例えばつくったとしまして、どの金でつくったでどうだというようなことは、これはあり得ないんじゃないかというふうに思うわけであります。

今後、市の厳しい財政運営に当たりまして、各種の起債、補助金、交付金等の収入財源の確保について努力しまして、それをうまく運用していくということが大事ではないかと思うわけであります。

また、2万坪の土地の利用について市が事業展開するに当たり、企業側が阻止をするのではないかとの御質問でございますが、U F J 信託が行った入札の要領の中で、これも書いてもらっているんですが、本巢市は下水処理場用地等で2万坪を要請していると、このように明記させました。今までの交渉の中においても下水処理場、ストックヤード、幼稚園あるいは給食センター、こういったものも整備していきたいというふうに説明をしております。

そこで、向こうからも申し出があったんですが、とにかく覚書をつくらなきゃいかんので、その中にそういったことも盛り込んでいこうと。お互いに人が変わるとということもありますし、後、ちゃんと残しておかないかんということもありますのでというふうに向こうも言ってみえまして、そういうことで市と企業との整備に関する覚書の中に、こうした施設を予定しているということ盛り込んでまいる所存でございます。

また、幼稚園の位置につきましては、不適切でないかとおっしゃるわけですが、7ヘクタール近い広大な土地でありますので、そういったところに有効に配置することによりまして、十分環境に配慮して整備ができるんじゃないかと、このように思っている次第でございますので、よろしくお願いたします。

議長（白木 健君）

次に、介護予防サービスの導入について、健康福祉部長の答弁を求めます。

中村部長。

健康福祉部長（中村 節君）

初めに、現在本巢市において進めております介護予防事業についてのお答えをさせていただきます。

一つ目は、介護保険非該当の方のうち、家に閉じこもりがちな高齢者等を対象に、自立生活の助長や社会的孤立感の解消、また心身機能の維持・向上を図り、生きがいのある生活を送ることで要介護状態への移行を予防する目的の生きがい対応型デイサービス事業を行っております。

二つ目は、利用者同士が楽しいひとときを共有していただくために、ふるを利用してのミニデイサービス事業を行っております。

三つ目は、ホームヘルパーの派遣により軽易な日常生活上の援助や相談、助言を行うことにより在宅での自立した生活の継続を可能にし、要介護状態への進行を防止するために軽度生活援助事業を行っております。

四つ目は、高齢者ができる限り要介護状態になることなく健康で生き生きとした老後生活を送れるよう支援する観点から、転ばないための簡単な体操などを指導する転倒骨折予防事業を行っております。

五つ目は、男性にも家庭で簡単にできる料理を指導し、日常生活の健康維持に役立つように、男性の料理講習会の開催を行っております。

六つ目は、閉じこもりがちな高齢者等を対象に、地域での交流や集いの場を提供し、健康管理といきいきとした日常生活を送れるよう支援するふれあい生き生きサロンを行っております。これにつきましては、根尾で6カ所、本巢で12カ所、糸貫で10カ所、真正で20カ所、計48地区で行っております。

これらの事業は、社会福祉協議会への委託事業、または補助事業として実施しております。

次に、今後の介護予防の推進についてお答えをいたします。

今後、介護保険制度の見直しに伴い、平成18年度より、要支援・要介護1のうちで軽度の方に対する予防支援の実施が必要になっております。このため、現行の老人保健事業、介護予防、地域支え合い事業を見直し、効果的な介護予防サービスを提供すること等を盛り込んだ事業を介護保険制度内に創設されることとなっております。

予防事業につきましては、仮称でございますが、地域包括支援センターにより総合的介護予防マネジメントを行い、介護予防プランに基づいたサービス提供をすることとなる予定でございます。この施策につきましては、現段階では厚生労働省から具体的見解が示されておられません。本巢市といたしましては、今後の動向を見ながら的確な対応を図っていききたいと考えております。以上でございます。

〔16番議員挙手〕

議長（白木 健君）

はい、若原君。

16番（若原敏郎君）

2点の質問についてお答えをいただきまして、ありがとうございました。

都築紡績の跡地について、入札で大和システム・福田組が落としたから商業集積を進めるということで、やむを得ないという市長のせんだってからの御説明でございます。また、県の指導を受けたら、それはやっぱり無理だというようなことということは、今、本巢市の市長にはそれに対する権限は何もないのかと、私はちょっと疑問に思うわけでございます。

ちょっと調べたのですが、私も専門家じゃないもので正しいかどうかはわかりませんが、国土利用計画法という法律の第24条のところに、土地の利用目的を届けた場合、これは都道府県の知事なんです。知事は、届け出に係る土地の利用目的が公表されている土地利用に関する計画に適合せず、当該土地を含む周辺の地域の適正かつ合理的な土地利用を図るために著しい支障があると認めるときは、その届け出を行った者に対し、その届け出に係る土地の利用目的について必要な変更をすべきことを勧告することができる。この届け出というのは、その土地を買った権利取得者、その

人、その企業が市町村を通じて知事に届けるわけですね。市町村を通っているということは、何らかの意見書をつけて出すことができると私は思うんですが、この件について市長の権限というのはあると思うんですが、私、ちょっと間違っているかもしれませんが、県から指導を受けたからまあやむを得んという考え方はちょっとおかしいんじゃないかなあと思うんですが、違いますか。

それと、私、リオワールドとリバーサイドの近くに住んでおまして、オープン当時、非常に困ったという記憶もありまして、この住民の方がここに、どれくらいの程度か、まだ図面が示されておられないのでわかりませんが、同じような大きなモール街ができることなら大変な混乱が来るといことで、将来にわたって本巢市が大変悩みの種を抱えるんじゃないかなあ、こんなふうな不安を持っております。

市長も当初そういうことを言われていましたので、やむを得ないという理由から、結果的にこういうふうしかやむを得ないならそれでよろしいですが、その辺の考え方を今一度、ちょっとありましたらお答え願いたいと思います。

それと、先ほど2万坪の市の買う土地の財源として合併支援交付金を使うということ。説明いただきましたので、私もこれ以上そのことについては言うつもりはありません。とにかく財源の厳しい中、努力して確保に努められたといことで、それについては疑問は持ちましたけど、これ以上追及するのはやばなことだと思っておりますのでしません。

再度、先ほど私が思った市長の権限について、いま一度答えていただけたらありがたいなあと思います。

2番目の問題につきまして、平成18年度から、今介護予防について、予防支援ですか、こういう動きがあるということですので、今はデイサービスの事業とか、いろいろやっていたいておるんですが、市長の3月の所信表明の中にも、重点プロジェクトに次ぐ施策の一つとして、いつまでも健康でいられるように、健診体制と健康増進を図るための生涯スポーツの振興など、またこういう介護予防の施策も含まれていると思います。それで、今現在はこのようなサービス事業を細かくやっていたいておるんですが、さらにもう一步先を進んで、この介護予防については、岐阜県の中にも可児市とか山岡町でも既にどんどん進んでいるということも聞きました。

それと、これは筑波大学と太陽村役場がタイアップして、健康増進のための週2回1時間ペースで、大腰筋ですね、要するに腰のところにある大腰筋を鍛えることによってつまずき、転倒を防止し、寝たきりになってしまいそうな人を防ぐという、いろんな実験をしているみたいですので、その辺のところも見ていただいて取り入れていただけたらと、早目にその準備をしていただけたらと思っております。

その点、健康福祉部長、今後進めていくプランがありましたら、またお聞かせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（白木 健君）

都築紡績の跡地の問題でございますが、内藤市長の答弁を求めます。

市長（内藤正行君）

国土利用計画法について、条文を説明されました。

公表されている土地の利用の目的に適合せずと、これは国土計画法によって土地の利用区分が決められております。市街化、市街化調整区域、工場区域、あるいは準工業区域等々あるわけで、そういう市街化調整区域のところに商業進出をしようとする、そういった場合には当然目的に合っていないから阻止できると。工場地域に商業施設をつくるという場合も同じでございますね。それはできるんですが、前から何回も話していますが、都築紡績の跡地のあるところは準工業地域だと。準工業地域というのは何でもできる地域なんです。何でもできる地域で、当然商業進出もできる地域なのにそれを阻止するということは、反対するということは法的にも問題があると。そこまで覚悟してやるならやってもいいけど、そうするべきでないよという指導をいただいたということです。

ですから、今おっしゃるのは、その区分の中の利用の目的に適合しないものが来たという場合ですね。準工業地域であるということは何でもできやすいということですから、これはまた気をつけられないかんわけですが、私どもも、何でも入ってきやすいので。かといって阻止もできないということでございます。

議長（白木 健君）

次に、健康福祉部長の答弁を求めます。

健康福祉部長（中村 節君）

市民の健康を守るのが私どもの仕事ということでございます。

やはり、病気になるまでの予防が一番大切でございますので、来年度の予算につきましては、介護予防、または1次予防を重点的に考えておりますので、御理解願いたいと思います。

議長（白木 健君）

都築紡績工場の跡地の問題について、細部の説明を総務部長からしていただきます。

総務部長。

総務部長（溝口義弘君）

ただいま市長の方から御説明があったわけでございますけれども、私ども、当然そういう中において、この地域が都市計画法に基づく準工業地域という中で、これについて大型店舗とかいろんなものが制限することができないかということで、国土交通省あるいは県の方と話をしました。阻止する方法はありますよということなんです。

それは先ほど市長が申しましたように、特別用途地区を設けると、これは市の決定によって設けることができますよということなんです。範囲を決めたり、大きさ、規模を決めたり、いろんなことができます。けども、これを今、来るからつくるということはねらい撃ちになりますよと。それは訴訟の対象になりますから十分注意しなさいよと、こういう話なんです。できることはできるんです。これが前からあれば十分そのうちの条例でできるわけですけども、その条例を今、来るからつくるということになると、幾らほかの部分を取り巻いても、それをねらい撃ちという形にとられないようにしなさいよという御指示でございましたので、今回はやむを得ないかなあというこ

とでございます。以上です。

〔16番議員挙手〕

議長（白木 健君）

はい、16番 若原君。

16番（若原敏郎君）

何度も説明を受けていますので、私も理解はしておったんですけど、何とかならないかなあと  
いう思いでそんな質問をしました。

大和システムは、今、流通店舗とか分譲マンションとか、何かスーパー銭湯もやっているという  
ような企業でございます。岐阜市でも分譲のマンションを何年か後に建てるというか、岐阜市の再  
開発の中でも、そういう企業でございます。ですから、もしここで商業施設を建てられるにして  
も、とんでもないスケールの外れたようなのじゃなしに、やっぱりこの土地に合った施設をつくっ  
ていただきたいなあと。そんなふうに、できることなら市長の方から指導をしていただいて、この  
土地に合ったものをつくっていただけるとありがたいなあと、こんなふうに思います。

以上で質問を終わります。

---

散会の宣告

議長（白木 健君）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

12月13日午前9時から本会議を開会し、一般質問を行いますので、御参集ください。

本日はこれで散会いたします。御苦労さんでございました。お疲れさまでした。

午後2時30分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

